

令和5年度  
緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練  
実施計画書



主催 / 総務省消防庁 / 和歌山県 / 和歌山県消防長会

# 目次

<b>実施計画</b> .....	1
令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実施計画 .....	2
令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練航空部隊訓練実施計画 .....	6
別紙1-1「航空部門訓練進行表 11月3日(1日目)」 .....	13
別紙1-2「航空部門訓練進行表 11月4日(2日目)」 .....	14
別紙2「無線コールサイン・連絡先一覧」 .....	15
訓練開催地全図 .....	17
訓練開催地詳細図 .....	18
緊急消防援助隊参加隊一覧表(陸上部隊) .....	25
緊急消防援助隊参加隊一覧表(航空部隊) .....	27
和歌山県広域消防相互応援部隊等参加隊一覧表 .....	27
<b>実施要領</b> .....	28
訓練全般に係る統一事項 .....	29
要救助者(傷病者)の対応統一事項 .....	33
無線通信に係る統一事項 .....	36
<b>1日目訓練〔11月3日(金)〕</b> .....	39
訓練 応援要請等情報伝達訓練実施要領 .....	40
訓練 和歌山県災害対策本部、消防応援活動調整本部 及び指揮本部等運営訓練実施要領 .....	43
訓練 航空指揮本部及び航空指揮支援本部運営訓練実施要領 .....	46
訓練 指揮支援部隊輸送訓練実施要領 .....	48
訓練 陸上部隊参集訓練実施要領 .....	50
訓練 航空指揮支援隊・航空小隊参集訓練実施要領 .....	55
訓練 県内広域応援部隊実動訓練実施要領 .....	58
訓練 受援支援訓練実施要領 .....	59
訓練 航空部隊情報収集訓練実施要領 .....	61
訓練 情報収集・共有・伝達訓練実施要領 .....	65
訓練 大規模地震に係る各種救出救助訓練実施要領<和歌山市エリア> .....	67
訓練 大規模地震に係る各種救出救助訓練実施要領<海南市エリア> .....	69
訓練 大規模地震に係る石油タンク火災防ぎょ訓練実施要領 .....	71
訓練 大規模地震に係る危険物漏洩訓練実施要領 .....	72
訓練 フォワードベース設置運営訓練・燃料補給訓練実施要領 .....	73

訓練	建物倒壊・橋梁倒壊多重事故現場航空部隊救出救助訓練	75
訓練	大規模土砂崩落現場航空部隊救出救助訓練	77
訓練	高層建物航空部隊救出救助訓練	79
訓練	傷病者搬送訓練	81
訓練	後方支援活動訓練	83
訓練No.⑳	活動ミーティング訓練	85
<b>2日目訓練〔11月4日(土)〕</b>		<b>87</b>
訓練No.㉑	情報収集・共有・伝達訓練実施要領	88
訓練No.㉒	大規模地震に係る各種救出救助訓練実施要領<海南省エリア>	90
訓練No.㉓	大規模地震に係る各種救出救助訓練実施要領<和歌山市エリア>	92
訓練No.㉔	建物倒壊・橋梁倒壊多重事故現場航空部隊救出救助訓練	93
訓練No.㉕	高層建物航空部隊救出救助訓練実施要領	95
<b>閉会式</b>		<b>97</b>
閉会式実施要領		98
<b>その他</b>		<b>100</b>
陸上部隊引揚げ実施要領		101
<b>各種様式</b>		<b>102</b>
部隊参集受付簿		103
府県大隊参集受付簿		104
活動指示書		105
受援支援依頼書		106

# 実施計画

# 令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実施計画

## 1 目的

和歌山県内において大規模災害が発生したとの想定した訓練を実施することにより、緊急消防援助隊の知識・技術及び連携活動能力の向上を図ると共に、各関係機関との連携強化を図る。

## 2 基本方針

総務省消防庁から提示された「令和5年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項について」(令和5年3月22日付消防広第89号)及び「緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練図上訓練企画・実施マニュアルの活用について」(平成30年3月13日付消防広第128号)を基本方針とし実施するものとする。

## 3 日時

令和5年11月3日(金・祝) 9時00分から

令和5年11月4日(土) 12時00分まで

## 4 想定

(1) 1日目〔11月3日(金・祝)〕

中央構造線断層帯・根来断層を震源とする大規模地震(M6.5)が発生、和歌山市において最大震度6強、海南市において最大震度6弱、有田市において最大震度6強が観測された。

地震の影響で和歌山市及び海南市で甚大な被害が発生するほか、有田市の石油コンビナートにて火災が発生している。

(2) 2日目〔11月4日(土)〕

和歌山県に進出した緊急消防援助隊は、各活動ミーティング(3日)にて活動指示を受け、前日に引き続き各災害現場において消火、救助及び救急活動を実施すると共に、関係機関と連携して総合的な部隊運用訓練を実施する。

## 5 訓練会場(「訓練開催地全図」(17頁)及び「訓練開催地詳細図」(18~24頁)参照)

(1) 和歌山県災害対策本部、消防応援活動調整本部及び指揮本部等運営訓練等の図上訓練実施会場

ア 和歌山県庁南別館(和歌山市湊通丁北1丁目2-1)

イ 和歌山市消防局(和歌山市八番丁12番地)

ウ 海南市消防本部(海南市日方1294番地13)

エ 有田市消防本部(有田市箕島47番地)

オ ヘリベース：和歌山県防災航空センター(白浜町3031番地56)

カ フォワードベース：コスモパーク加太防災ヘリポート(和歌山市加太字炭谷2362番地18)

(2) 陸上部隊参集訓練実施会場(進出拠点)

ア 和歌山県庁南別館(和歌山市湊通丁北1丁目2-1)

イ 和歌山市消防局(和歌山市八番丁12番地)

ウ 海南市消防本部(海南市日方1294番地13)

エ 有田市消防本部(有田市箕島47番地)

オ ホームプラザナフコ和歌山北インター店(和歌山市直川401番地1)

カ 和歌山市消防活動センター(和歌山市森小手穂49番地1)

キ ふるさとの川総合公園(有田市宮原町滝川原)

- ク 近畿大学生物理工学部（和歌山県紀の川市西三谷930番地）
- ケ 和歌山下津港本港区内（和歌山市湊1334番地先）
- （3）航空指揮支援隊・航空小隊参集訓練実施会場
  - ア 南紀白浜空港（和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地）
  - イ コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷2362番地18）
- （4）実働訓練実施会場（航空隊訓練を含む）
  - ア 和歌山県消防学校及びその周辺地（和歌山市加太2362番地19）
  - イ 関西電力株式会社海南火力発電所跡地（海南市船尾字中浜260番地96）
  - ウ ENEOS株式会社和歌山製油所（有田市初島町浜1000番地）
  - エ 和歌山マリーナシティ第三駐車場（和歌山市毛見）
  - オ 和歌山マリーナシティ内マンション ヴォラーレ・デル・マーレ  
（和歌山県和歌山市毛見1508番地）
- （5）後方支援活動訓練会場
  - ア 和歌山市消防活動センター（和歌山市森小手穂49番地1）
  - イ 海草振興局建設部（和歌山市森小手穂227番地）
  - ウ サンヨーホームズ株式会社所有地（和歌山市梅原580番地）
  - エ 近畿大学生物理工学部（和歌山県紀の川市西三谷930番地）

## 6 主催

- （1）総務省消防庁
- （2）和歌山県
- （3）和歌山県消防長会

## 7 共催

- （1）福井県消防長会
- （2）三重県消防長会
- （3）滋賀県消防長会
- （4）京都府消防長会
- （5）大阪府消防長会
- （6）兵庫県消防長会
- （7）奈良県消防長会
- （8）徳島県消防長会

## 8 参加機関

- （1）陸上自衛隊
- （2）和歌山県警察本部
- （3）和歌山DMAT（和歌山県内）
- （4）日本赤十字社和歌山県支部常備救護班
- （5）和歌山市医師会看護学校
- （6）東京医療保健大学
- （7）宝塚医療大学
- （8）和歌山市
- （9）緊急消防援助隊福井県大隊
- （10）緊急消防援助隊三重県大隊

- (11) 緊急消防援助隊滋賀県大隊
- (12) 緊急消防援助隊京都府大隊
- (13) 緊急消防援助隊大阪府大隊
- (14) 緊急消防援助隊兵庫県大隊
- (15) 緊急消防援助隊奈良県大隊
- (16) 緊急消防援助隊徳島県大隊
- (17) 和歌山県内広域応援部隊
- (18) 和歌山市消防局（被災地消防本部）
- (19) 海南市消防本部（被災地消防本部）
- (20) 有田市消防本部（被災地消防本部）

## 9 協力機関

- (1) ENEOS 株式会社和歌山製油所
- (2) サンヨーホームズ株式会社
- (3) 近畿大学生物理工学部
- (4) ホームプラザナフコ 和歌山北インター店
- (5) 和歌山マリーナシティ株式会社
- (6) 和歌山県土地開発公社
- (7) 南紀白浜エアポート
- (8) アイコム株式会社
- (9) 南海フェリー株式会社
- (10) 日本製鉄株式会社関西製鉄所

## 10 訓練構成

- (1) 1日目訓練〔11月3日（祝・金）〕
  - ア 応援要請等情報伝達訓練（訓練 ）
  - イ 和歌山県災害対策本部、消防応援活動調整本部及び指揮本部等運営訓練運営訓練（訓練 ）
  - ウ 航空指揮本部及び航空指揮支援本部運営訓練（訓練 ）
  - エ 指揮支援部隊輸送訓練（訓練 ）
  - オ 陸上部隊参集訓練（訓練 ）
  - カ 航空指揮支援隊・航空小隊参集訓練（訓練 ）
  - キ 県内広域応援部隊実動訓練（訓練 ）
  - ク 受援支援訓練（訓練 ）
  - ケ 航空部隊情報収集訓練（訓練 ）
  - コ 情報収集・共有・伝達訓練（訓練 ）
  - サ 大規模地震に係る各種救出救助訓練（訓練 ）＜和歌山市エリア＞
  - シ 大規模地震に係る各種救出救助訓練（訓練 ）＜海南市エリア＞
  - ス 大規模地震に係る石油タンク火災防ぎょ訓練（訓練 ）
  - セ 大規模地震に係る危険物漏洩訓練（訓練 ）
  - ソ フォワードベース設置運営訓練・燃料補給訓練（訓練 ）
  - タ 建物倒壊・橋梁倒壊多重事故現場航空部隊救出救助訓練（訓練 ）＜海南市エリア＞
  - チ 大規模土砂崩落現場航空部隊救出救助訓練（訓練 ）＜和歌山市エリア＞
  - ツ 高層建物航空部隊救出救助訓練（訓練 ）＜海南市エリア＞
  - テ 傷病者搬送訓練（訓練 ）

- ト 後方支援活動訓練（訓練 ）
- ナ 活動ミーティング訓練（訓練No.21）
- （2）2日目訓練〔11月4日（土）〕
  - ア 情報収集・共有・伝達訓練（訓練No.22）
  - イ 大規模地震に係る各種救出救助訓練（訓練 23）＜和歌山市エリア＞
  - ウ 大規模地震に係る各種救出救助訓練（訓練No.24）＜海南市エリア＞
  - エ 建物倒壊・橋梁倒壊多重事故現場航空部隊救出救助訓練（訓練No.25）
  - オ 高層建物航空部隊救出救助訓練（訓練 26）
  - カ 閉会式

## 11 訓練の中止

- （1）次に示す場合は、訓練の中止又は一部を中止する。
  - ア 和歌山県内において、地震等の災害が発生した場合又は和歌山県内において大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報等が発表された場合
  - イ 国内において大規模災害が発生し、緊急消防援助隊の出動要請があるなど、訓練の実施が困難と和歌山県が判断した場合
  - ウ 高速道路や幹線道路の通行止め等により、参集することができない場合
  - エ 事故等により訓練を継続することが不可能と判断した場合
  - オ 気象状況が悪く、航空機の運航について安全管理上の支障がある場合又は機長が訓練実施不可と判断した場合
  - カ 航空機に係る訓練中止の詳細については、「令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練航空部隊訓練実施計画」（6～12頁）のとおり
  - キ その他の危機管理対策等を講ずる必要が生じた場合
- （2）11月3日（金・祝）及び4日（土）の訓練中止又は一部中止は、当日の5時までに決定する。
- （3）11月3日（金・祝）の訓練を中止した場合は、11月4日（土）も中止する。
- （4）訓練の中止等については、和歌山県から各府県及び関係機関へ連絡する。

## 12 訓練事務局

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局

和歌山県総務部危機管理局 災害対策課

TEL:073-441-2262 / FAX:073-422-7652 / E-mail:e0109001@pref.wakayama.lg.jp



# 令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練 航空部隊訓練実施計画

## 1 訓練目的

和歌山県北部における大規模地震の発生を想定し、緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊の応援要請、部隊の参集及び配置等、実災害に即した部隊運用訓練を実施し、防災関係機関及び緊急消防援助隊相互の連携強化を図る。また、和歌山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画（以下「航空部隊受援計画」という。）に定める初動、受け入れ体制及び部隊運用等について検証する。

## 2 想定

中央構造線断層帯・根来断層を震源とする大規模地震（M6.5）が発生、和歌山市において最大震度6強、海南市において最大震度6弱、有田市において最大震度6強が観測された。

地震の影響で和歌山市及び海南市で甚大な被害が発生するほか、有田市の石油コンビナートにて火災が発生している。

## 3 訓練日時

令和5年11月3日（金・祝） 9時00分～17時00分

令和5年11月4日（土） 8時00分～12時00分

## 4 実施場所

（1）和歌山県庁南別館（和歌山市湊通丁北1丁目2-1）

航空運用調整班設置運営訓練

【N34°13'27" E135°10'06"】

（2）和歌山県防災航空センター（西牟婁郡白浜町3031番地56）

航空指揮本部、航空指揮支援本部運営訓練

【N33°39'42" E135°21'43"】

（3）南紀白浜空港「活動拠点ヘリベース」（西牟婁郡白浜町2926番地）

航空部隊参集訓練、給油訓練

【N33°39'42" E135°21'47"】

（4）コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷2362番地18）

フォワードベース設置運営訓練、給油訓練

【N34°16'53" E135°05'37"】

（5）関西電力株式会社海南火力発電所跡地【海南市エリア】（海南市船尾字中浜260番地96）

建物倒壊・橋梁倒壊等多重事故現場航空部隊救出救助訓練

【N34°09'08" E135°11'15"】

（6）和歌山県消防学校及びその周辺地【和歌山市エリア】（和歌山市加太2362番地19）

大規模土砂崩落現場航空部隊救出救助訓練

【N34°16'44" E135°05'08"】

（7）和歌山マリーナシティ内マンション ヴォラーレ・デル・マーレ（和歌山市毛見1508番地）

## 高層建物航空部隊救出救助訓練

【N34°09 18.88 E135°10 50.17】

### (8) マリーナシティ駐車場(和歌山市毛見 1535 番地 1)

#### 傷病者搬送訓練

【N34°09 11 E135°10 59】

### (9) 海南市、和歌山市及び有田市

#### 情報収集訓練

## 5 参加機関

### (1) 消防、防災航空隊

大阪市消防航空隊、京都市消防航空隊、兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊、滋賀県防災航空隊、三重県防災航空隊、福井県防災航空隊、奈良県防災航空隊、徳島県消防防災航空隊、和歌山県防災航空隊

### (2) 他機関

和歌山県警察航空隊

### (3) 消防本部

白浜町消防本部

## 6 実施内容

### (1) 航空運用調整班設置運営訓練

### (2) 航空指揮本部及び航空指揮支援本部設置運営訓練

### (3) 指揮支援部隊輸送訓練

### (4) 航空指揮支援隊・航空小隊参集訓練

### (5) 航空部隊情報収集訓練

### (6) ヘリベース設置運営訓練

### (7) フォワードベース設置運営訓練

### (8) 部隊運用訓練

ア 救出救助訓練

イ 傷病者搬送訓練

## 7 訓練構成

### (1) 11月3日(金・祝)

ア 航空指揮本部及び航空指揮支援本部運営訓練(訓練 )

イ 指揮支援部隊輸送訓練(訓練 )

ウ 航空指揮支援隊・航空小隊参集訓練(訓練 )

エ フォワードベース設置運営訓練・燃料補給訓練(訓練 )

オ 航空部隊情報収集訓練(訓練 )

カ 建物倒壊・橋梁倒壊多重事故現場航空部隊救出救助訓練(訓練 ) <海南市エリア>

キ 大規模土砂崩落現場航空部隊救出救助訓練(訓練 ) <和歌山市エリア>

ク 高層建物航空部隊救出救助訓練（訓練 ）＜海南市エリア＞

ケ 傷病者搬送訓練（訓練 ）

(2) 11月4日(土)

ア 建物倒壊・橋梁倒壊多重事故現場航空部隊救出救助訓練（訓練 ㉔）＜海南市エリア＞

イ 高層建物航空部隊救出救助訓練（訓練 ㉕）＜海南市エリア＞

## 8 活動内容

各航空部隊の活動内容は、航空部門訓練実施要領に記載。

## 9 訓練進行

別紙1-1「航空部門訓練進行表 11月3日(1日目)」(13頁)のとおり

別紙1-2「航空部門訓練進行表 11月4日(2日目)」(14頁)のとおり

## 10 参加機関及び参加機体

(1) 航空指揮支援隊

航空隊名	備考
滋賀県防災航空隊（航空指揮支援隊）	3日
三重県防災航空隊（航空後方支援隊）	3日

(2) 航空小隊

航空隊名	機種	登録番号	備考
大阪市消防航空隊	AS365N3	JA100F	3日
京都市消防航空隊	AS365N3	JA02FD	3日
兵庫県消防防災航空隊 神戸市航空機動隊	BK117C-2	JA02KB	3日
奈良県防災航空隊	ベル412EP	JA20NA	3日
福井県防災航空隊	BK117C-2	JA291A	3日
三重県防災航空隊	AW139	JA119M	4日
徳島県消防防災航空隊	BK117C-2	JA109A	3日、4日
和歌山県防災航空隊	ベル412EPI	JA30AR	3日、4日

(3) 関係機関

機関名	機種	登録番号	備考
和歌山県警察航空隊	EC135-P3	JA03WP	3日

## 11 無線通信運用関係

(1) 指揮支援隊長、ヘリベース、航空指揮支援隊長及び各県大隊等の航空部隊に関する交信は「統制波3」又は「航空波」を使用すること。

(2) 無線交信は、簡潔明瞭に行うこととし、各航空隊及び各本部固有の略符号は使用しないこと。

(3) 各会場で使用する周波数等は別紙2「無線コールサイン・連絡先一覧」のとおりとする。

## 12 共通事項

### (1) 航空部隊への任務付与

#### ア 任務付与

様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」(以下「様式4」という。)を用いて、ヘリベース指揮者又はフォワードベース指揮者から各航空小隊へ任務付与する。

#### イ 活動報告

各航空小隊は、任務終了後ヘリベース指揮者に様式4により活動報告を行う。なお、報告書の作成は航空指揮本部又はフォワードベース内に設置するPCを使用する。また、ヘリベースに駐機しない又は報告のいとまがない航空小隊はヘリベース指揮者に対し電話等により活動報告を行い、帰投後に活動報告書を作成し報告を行う。

### (2) 訓練に必要な資器材

指定任務に応じ各航空小隊で準備するものとし、自己完結型とする。

### (3) 訓練時の情報共有等

実機訓練時は、ヘリコプター動態管理システムを使用する。

### (4) ヘリコプター動態管理システム及び緊急消防援助隊動態情報システムの活用

ア 緊急消防援助隊航空部隊のグループ化を行う。

イ 付加情報、進出ルート、活動地点、飛行計画などの支援情報は、ヘリコプター動態管理システムを活用し共有する。

ウ 訓練会場の安全管理はヘリコプター動態管理システムを活用し、航空部隊の動向を把握する。

### (5) 活動拠点ヘリベースの受け入れ体制

南紀白浜空港への進入離着陸は、5マイルまでに航空波(118.55MHz)により南紀白浜空港管制「Nanki Radio」と交信する。活動拠点ヘリベースにおける駐機場所は、概ね10マイルの地点で航空波(131.975 MHz)により「ぼうさいわかやまこうくうセンター」と交信し、到着予定時刻を連絡すると共にスポットを確認すること。

### (6) フォワードベースの受入れ体制

5マイルの地点で航空波(123.45 MHz)により「わかやまけんフライトサービス51」と交信し、受入れ状況及び進入方向等を相互に確認すること。

なお、場外周辺に関西特別管制区があるため、高度に十分注意して飛行すること。

### (7) 燃料給油体制及び電源車等

航空燃料の補給については、ヘリベース及びフォワードベースに200 金属製容器(ドラム缶)を仮貯蔵し、各駐機スポットで給油を行うものとする(航空燃料の搬入業者はマイナミ空港サービス八尾事業所)。

エンジン始動時に使用する外部電源が必要な場合は、各航空隊で準備するものとする。ただし、ヘリベース及びフォワードベースにおいて和歌山県防災航空隊の固定型地上動力設備STARTPACLI2800QCが代用できる機体は使用可能とする。また、ヘリベースに限り移動式地上動力設備Hi-Brd4についても使用可能とする。

### 13 各種申請等手続

#### (1) 南紀白浜空港の利用について

##### ア 南紀白浜エアポートに対する申請

和歌山県防災航空隊が一括して申請する。

##### イ 南紀白浜空港制限区域への立ち入り許可について

###### (ア) 対象

南紀白浜空港管理区域へ立ち入るすべての訓練参加者

###### (イ) 許可申請

和歌山県防災航空隊が一括して申請する。

#### (2) 航空局への申請について

##### ア 場外離着陸場等における飛行場外離着陸許可申請書及び訓練場における最低安全高度以下の高度での飛行許可申請

和歌山県防災航空隊が一括して申請する。

なお、各航空隊は和歌山県防災航空隊に対して、申請に必要な航空隊情報を「航空局申請に関する調査票」にて提供すること。

##### イ 飛行計画（フライトプラン）の通報

各航空隊で実施する。

#### (3) 航空機搭乗手続について

部外者が航空機に搭乗するための事前手続等が必要な航空隊は、和歌山県防災航空隊に対して必要書類の提出を求め、同航空隊は必要書類を提出する。

### 14 安全管理

#### (1) 航空機間の安全管理

##### ア 航空機相互の間隔

相互の間隔は500ft以上を保ち飛行すること。

##### イ 航空機間相互の交信

訓練実施時における航空機の運航管理は航空機ごとに行い、他の航空機を確認した場合は航空無線（122.6MHz 又は 123.45MHz）により交信し、それぞれの任務等を確認するなど連絡を密にして安全運航に努めること。

#### (2) 訓練会場における安全管理

##### ア 指揮支援隊、県大隊指揮隊及び地上活動隊との交信は消防波（統制波3）とし、活動内容や地上の安全管理状況を確認するなど、連絡を密にすること。

##### イ 地上安全管理員を配置し、各航空小隊に対して訓練会場空域への進入や離着陸に関する指示等を行い、安全管理体制を確保する。

##### ウ ヘリベース指揮者は、各航空小隊に対して飛行経路、セパレーション、待機空域の指定、無線統制など安全管理上必要な指示を行う。

#### (3) 情報収集活動用ドローンについて

ヘリコプターと情報収集ドローンの同時飛行は、原則として禁止する。

## 15 航空部隊訓練の中止

### (1) 判断基準

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実施計画（陸上部門）における訓練の中止事項に定めるほか、以下の場合においても中止とする。

- ア 天候 強雨（回復の見込みがない場合）
- イ 風速 15メートル以上の連吹
- ウ 視程 5,000メートル未満
- エ 雲高 300メートル未満
- オ 情報圏内（南紀白浜空港情報圏）がIMCの場合

### (2) 中止の判断と連絡体制

ア 判断基準に基づき、11月3日（金）は6時00分、11月4日（土）は5時00分までに決定し、和歌山県防災航空隊から各航空隊へ連絡する。明らかに翌日の訓練ができない気象状況及び災害が発生している場合は訓練を中止する。

イ 11月3日（金）の訓練を中止した場合は11月4日（土）も中止とする。

ウ ヘリベース指揮者は、訓練空域及び飛行経路の気象状況等により航空小隊の訓練が実施できないと判断した場合は、電話、ヘリコプター動態管理システム及び無線等により中止を指示する。

エ 各航空隊の最終飛行決心時間は、下記に示す「最終飛行決心時間」のとおりとし、気象状況その他の事由により飛行が不可能となった場合は、和歌山県防災航空隊（電話 0739-45-8211）へ連絡すること。

なお、指揮支援隊を輸送する大阪市消防航空隊、京都市消防航空隊及び兵庫県・神戸市航空機動隊は、訓練前日（11月2日）の17時00分に気象状況を判断し最終調整を図るものとする。

オ 訓練当日、災害出動等により訓練に参加できない場合又は訓練参加中に災害出動する場合は、和歌山県防災航空隊へ連絡すること。

カ 上記エにより訓練に参加できない航空隊が発生した場合は、関係機関と別途協議し訓練実施の可否について判断するものとする。

#### 【最終飛行決心時間】

航空隊名	11月3日	11月4日
和歌山県警察航空隊	8:00	
大阪市消防航空隊	17:00(2日)	
京都市消防航空隊	17:00(2日)	
兵庫県・神戸市航空機動隊	17:00(2日)	
福井県防災航空隊	8:30	
奈良県防災航空隊	8:30	
徳島県消防防災航空隊	8:30	7:00
三重県防災航空隊		7:00

16 連絡先

和歌山県防災航空センター

航空部門訓練進行表 11月3日(1日目)

- 自隊基地
- 移動
- 南紀白浜空港
- 県庁屋上HP
- FB  
コスモバーグ加太
- 海防発電所跡地
- 和歌山県消防学校
- マリーナシティ  
(高層マンション)
- マリーナシティ  
駐車場

時間	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30
所属機関																		
和歌山県防災航空隊 ベル412EP1 JA30A R きしゅ2			自隊基地	情報収集訓練 自隊基地	情報収集訓練 自隊基地	航空指揮本部運営訓練 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(ヘリベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地	航空指揮本部運営訓練(フォワードベース) 自隊基地
滋賀県防災航空隊																		
三重県防災航空隊																		
大阪市消防航空隊 AS365N3 JA100F なにわ																		
京都府消防航空隊 AS365N3 JA02FD あたこ																		
兵庫県消防航空隊 (神戸市航空機動隊) BK117-C2 JA02KB こうべ2																		
徳島県消防航空隊 BK117-C2 JA109A うずしお																		
福井県消防航空隊 BK117-C2 JA291A Blue Arrow																		
奈良県消防航空隊 ベル412 JA20N A やまと2000																		
和歌山県警察航空隊 EC135-P3 JA03WP きのくに																		
海上保安庁ヘリ JA697A																		



航空部門訓練進行表 11月4日(2日目)



時間	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30
所属機関												
和歌山県防災航空隊 べい412EPI JA30AR きしゅう	自隊基地	自隊基地	移動	移動	移動	多重事故現場救出救助訓練 移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動
三重県防災航空隊 AW139 JA119M みえ	自隊基地	自隊基地	移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動
徳島県消防防災航空隊 BK117-C2 JA109A うずしお	自隊基地	自隊基地	移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動	移動

## 無線コールサイン・連絡先一覧

## 1 航空機

機 関 名	機体番号 ( 型式 )	航空波 ( 122.6MHz ) ( 123.45 MHz )	統制波 3 ( 265.5312MHz )
大阪市消防航空隊	JA100F ( AS365N3 )	J A 1 0 0 F	だいしょうヘリ 2
神戸市消防航空機動隊 兵庫県消防防災航空隊	JA02KB ( BK117C-2 )	J A 0 2 K B	しんしょうヘリ 2
京都市消防航空隊	JA02FD ( AS365N3 )	0 2 F D あたご	きょうしょうヘリ 2
奈良県防災航空隊	JA20NA ( ベル 412EP )	J A 2 0 N A	しょうぼうならヘリ 1
福井県防災航空隊	JA291A ( BK117C-2 )	J A 2 9 1 A	しょうぼうふくいけんヘリ 1
徳島県消防防災航空隊	JA109A ( BK117C-2 )	1 0 9 A うずしお	しょうぼうとくしまヘリ 1
三重県防災航空隊	JA119M ( AW139 )	J A 1 1 9 M	みえけんヘリ 1
和歌山県警察航空隊	JA03WP ( EC135-P3 )	J A 0 3 W P	
海上保安庁	JA697A	ほあん 6 9 7	
ドクターヘリ	JA831H	J A 8 3 1 H	
和歌山県防災航空隊	JA30AR ( ベル 412EP1 )	J A 3 0 A R	ヘリわかやまけん 1

航空機間の交信は基本的に 122.6 MHz、地上との交信は 123.45MHz を使用すること。ただし訓練上支障のある場合は航空指揮本部 ( 指揮支援本部 ) から使用周波数について別途指示する。

## 2 各エリア

## (1) 航空波

会 場	現地航空指揮支援隊名	コールサイン (航空波)	周波数
南紀白浜空港		Nanki Radio	118.55 MHz
和歌山県防災航空隊 (ヘリベース)	滋賀県防災航空隊	ぼうさいわかやまこうくうセンター	131.975 MHz
コスモパーク加太 (フォワードベース)	三重県防災航空隊	わかやまけんフライトサービス 5 1	123.45 MHz

## (2) 消防波 (統制波 3)

会 場	現地航空指揮支援隊名	コールサイン
	現地地上隊等	
和歌山県防災航空隊 (ヘリベース)	滋賀県防災航空隊	わかやまけんぼうさいこうくうセンター
コスモパーク加太 (フォワードベース)	三重県防災航空隊	かだフォワードベース
和歌山県庁南別館	和歌山県防災航空隊	けんちょう あんぜんかんり
海南市会場	海南市消防本部	かいなんしょうぼう しきほんぶ
	安全管理	かいなん あんぜんかんり
和歌山市会場	和歌山市消防局	わかやましょうぼう しきほんぶ
	安全管理	わかやま あんぜんかんり
有田市会場	有田市消防本部	ありだしょうぼう しきほんぶ
マリーナシティ駐車場	海南市消防本部	かいなんしょうぼう しきほんぶ
	安全管理	マリーナじょうがい あんぜんかんり
ヴォラーレ・デル・マーレ	海南市消防本部	かいなんしょうぼう しきほんぶ
	安全管理	こうそうマンション あんぜんかんり

## 3 航空部門に関する緊急連絡先

訓練中にトラブル等が発生した場合は以下へ連絡願います。

和歌山県防災航空センター

# 訓練開催地全図



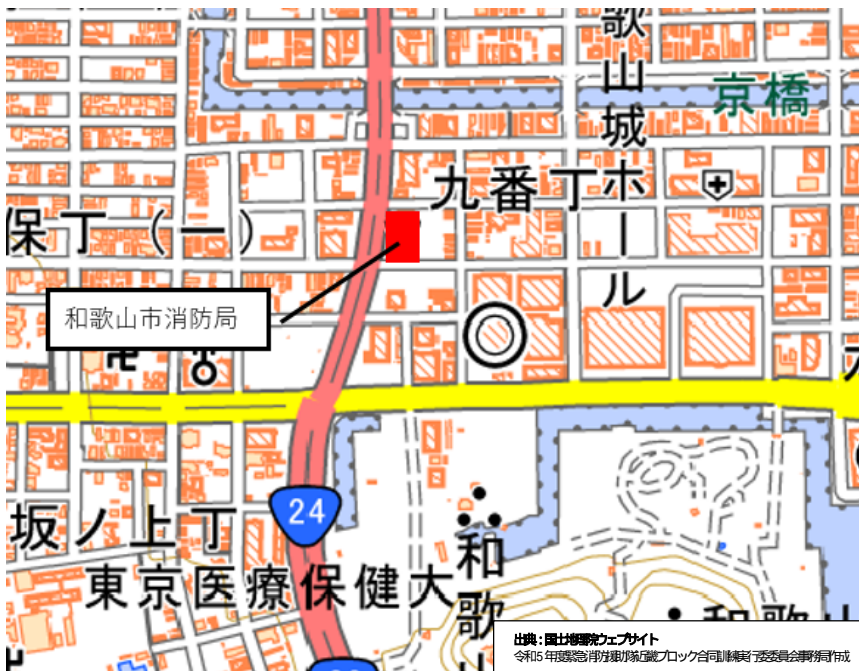
1	和歌山県庁南別館
2	和歌山市消防局
3	海南市消防本部
4	有田市消防本部
5	ヘリベース：和歌山県防災航空センター（白浜空港） フォワードベース：コスモパーク加太防ヘリポート
6	和歌山県消防学校及びその周辺地
7	ホームプラザナフコ和歌山北インター店
8	和歌山市消防活動センター 海草振興局建設部
9	和歌山港 和歌山下津港本港区
10	ふるさとの川総合公園
11	サンヨーホームズ株式会社所有地
12	近畿大学生物理工学部
13	関西電力株式会社海南火力発電所跡地 和歌山マリーナシティ第三駐車場 ヴォラーレ・デル・マーレ
14	ENEOS株式会社和歌山製油所

## 訓練開催地詳細図

### 1 和歌山県庁南別館（和歌山市湊通丁北1丁目2-1）



### 2 和歌山市消防局（和歌山市八番丁12番地）



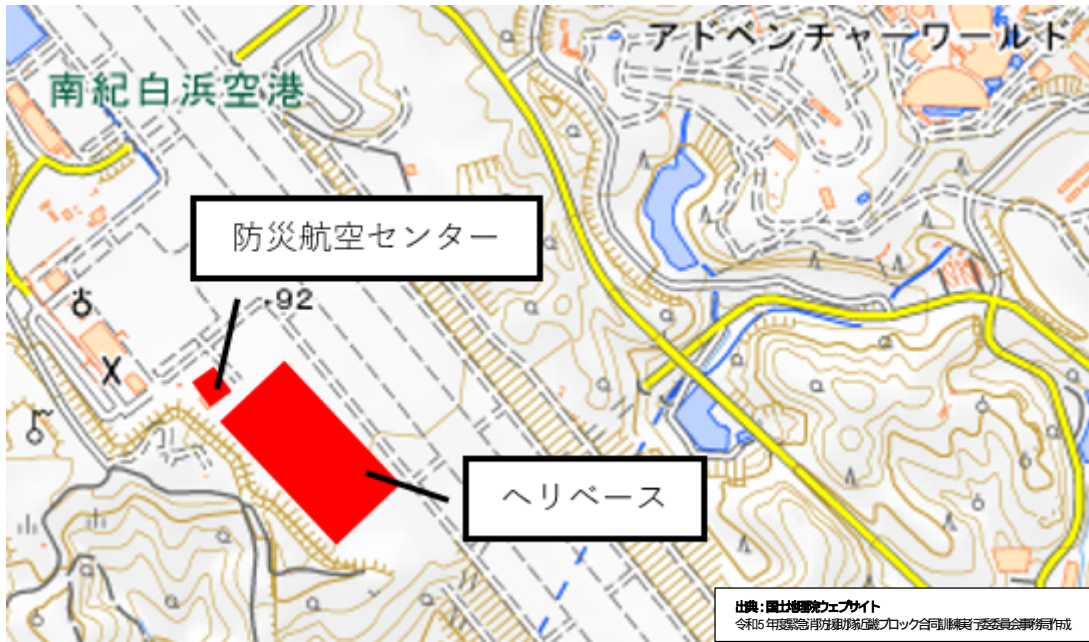
3 海南省消防本部 (海南省日方1294番地13)



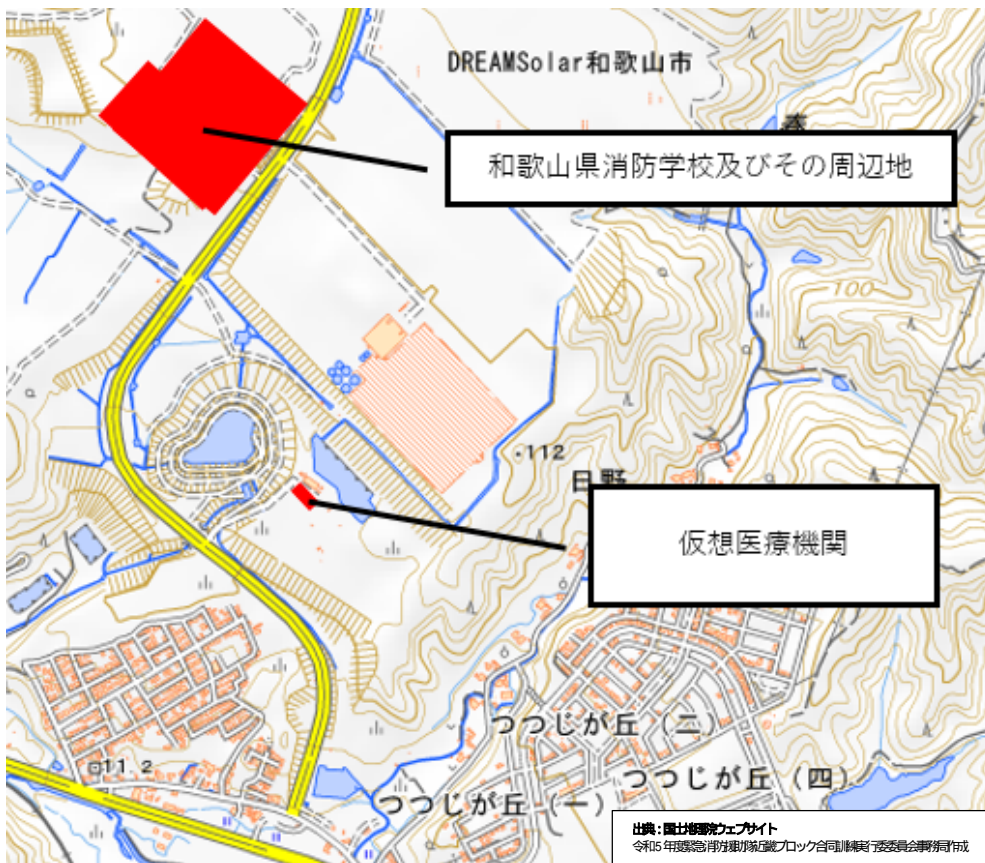
4 有田市消防本部 (有田市箕島47番地)



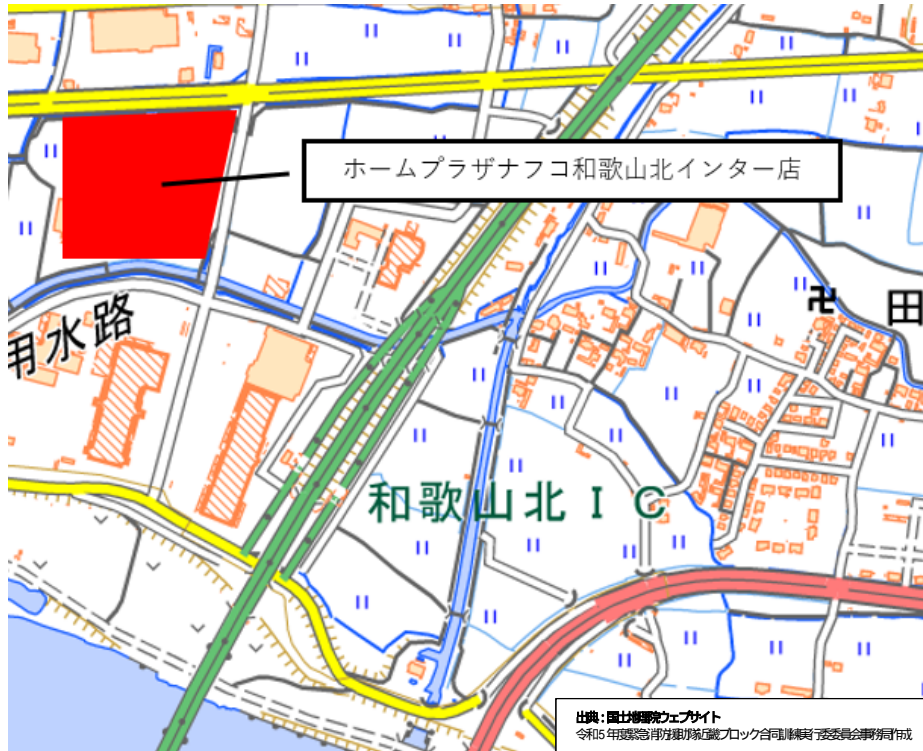
5 ヘリベース：和歌山県防災航空センター（白浜町3031番地56）



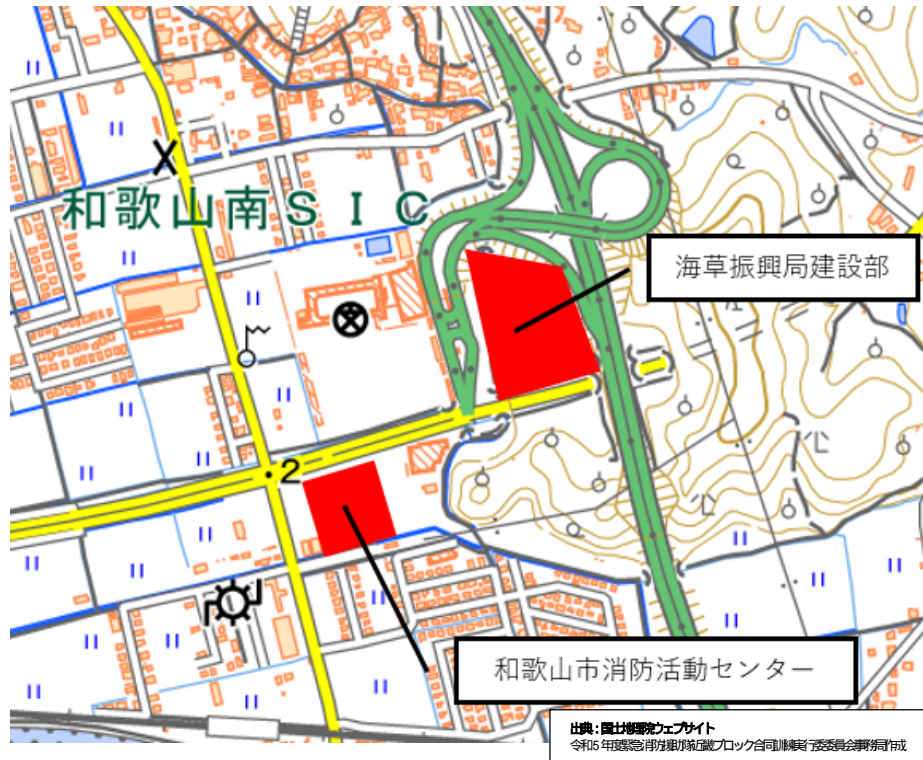
6 和歌山県消防学校及びその周辺地（和歌山市加太2362番地19）



7 ホームプラザナフコ和歌山北インター店（和歌山市直川401番地1）



8 和歌山市消防活動センター（和歌山市森小手穂49番地1）  
海草振興局建設部（和歌山市森小手穂227番地）

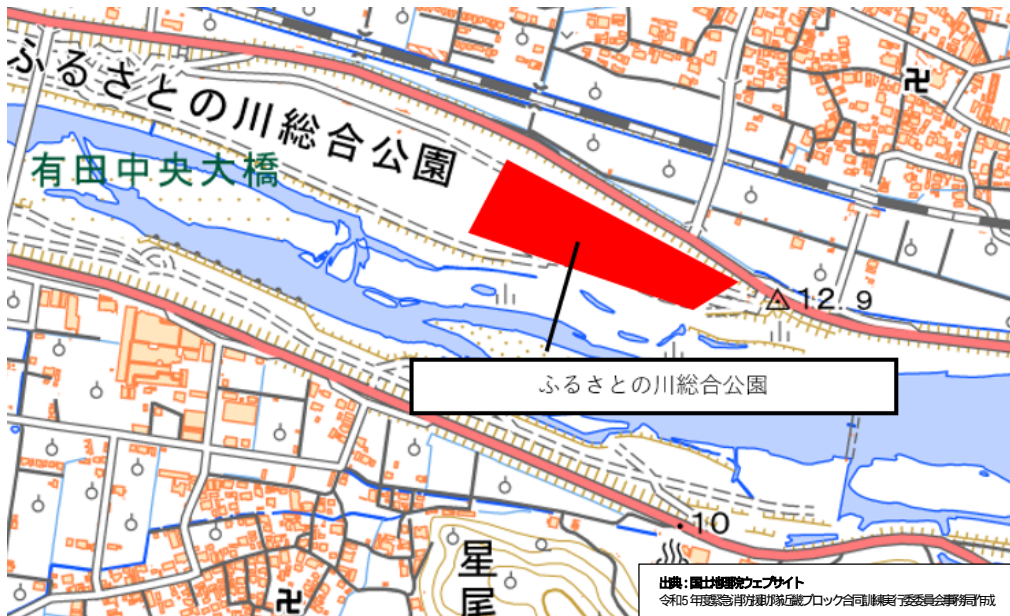




9 和歌山港（和歌山市湊）  
和歌山下津港本港区（和歌山市西浜）



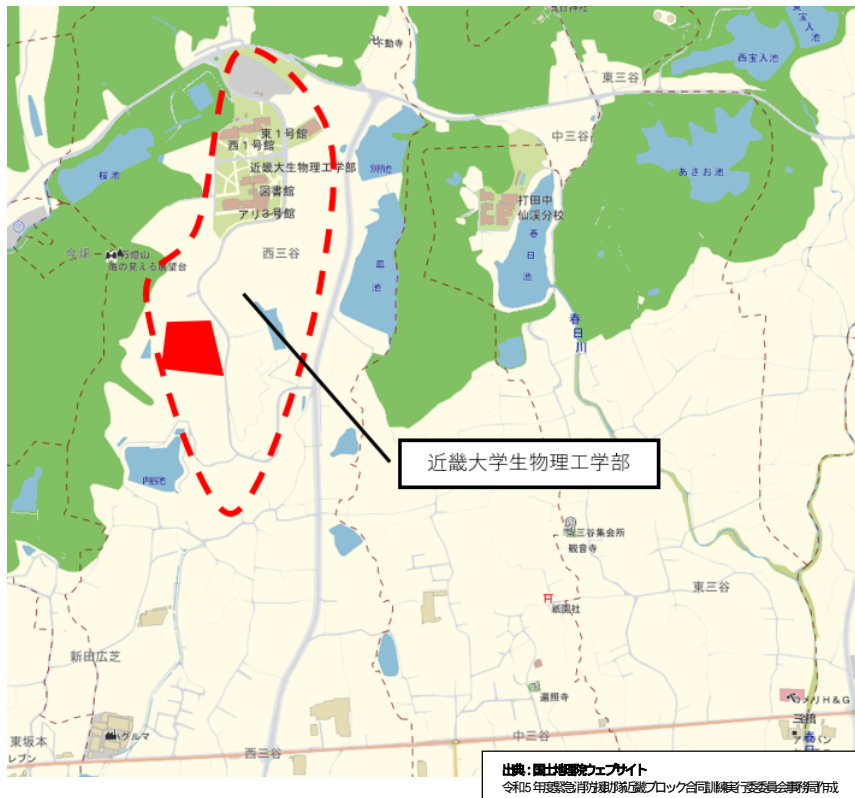
10 ふるさとの川総合公園（有田市宮原町滝川原）



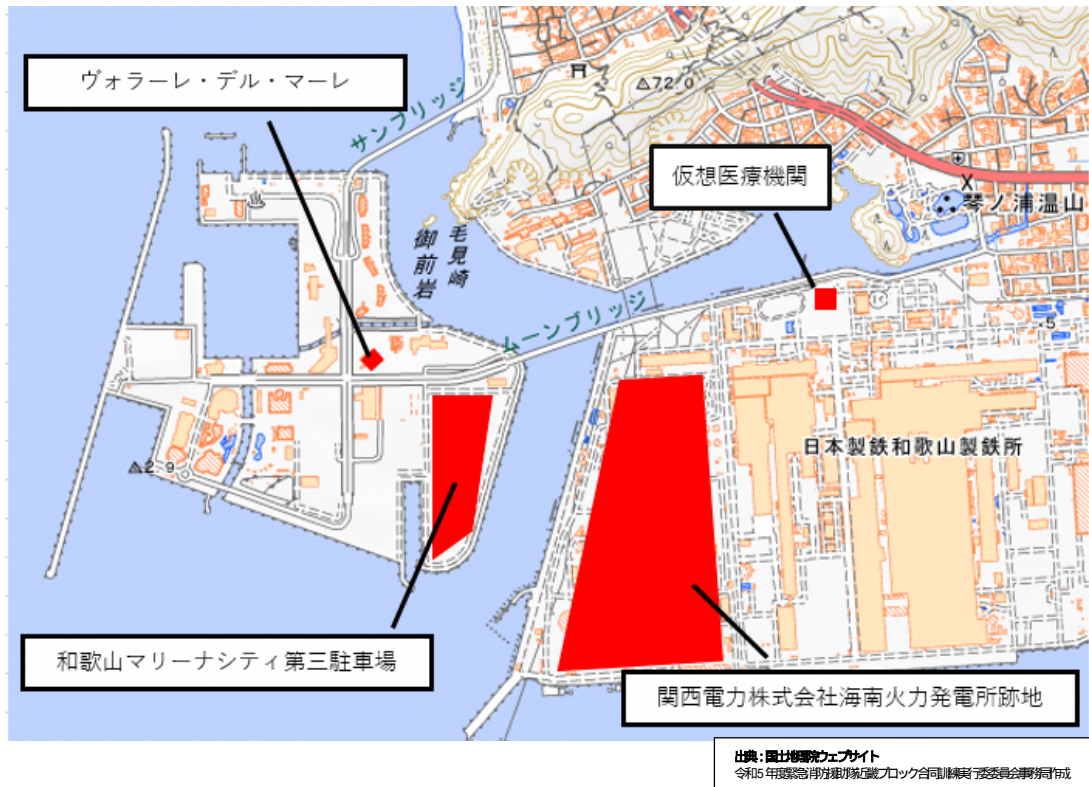
11 サンヨーホームズ株式会社所有地（和歌山市梅原580番地）



12 近畿大学生物理工学部（紀の川市西三谷930番地）



- 13 関西電力株式会社海南火力発電所跡地（海南市船尾字中浜260番地96）  
 和歌山マリーナシティ第三駐車場（和歌山市毛見）  
 ヴォラーレ・デル・マーレ（和歌山県和歌山市毛見1508番地）



- 14 ENEOS株式会社和歌山製油所（有田市初島町浜1000番地）



緊急消防援助隊参加隊一覧表（陸上部隊）

府県隊名	担当訓練	小隊（部隊）名	消防本部名	車両	人員	無償	備考	
福井県大隊	実動訓練	県大隊指揮隊	福井市消防局	指揮車	4	○		
		消火小隊	敦賀美方消防組合消防本部	消防ポンプ自動車	5			
		消火小隊	嶺北消防組合消防本部	消防ポンプ自動車	5			
		救助小隊	福井市消防局	救助工作車Ⅲ型	5			
		救助小隊	南越消防組合消防本部	救助工作車Ⅱ型	5			
		救急小隊	若狭消防組合消防本部	高規格救急車	3			
		救急小隊	大野市消防本部	高規格救急車	3			
		救急小隊	永平寺町消防本部	高規格救急車	3			
		特殊装備小隊	鯖江・丹生消防組合消防本部	重機及び重機搬送車	3	○		
	後方支援訓練	後方支援小隊	福井市消防局	拠点機能形成車	2	○		
		後方支援小隊	福井市消防局	人員輸送車	3	○		
		後方支援小隊	鯖江・丹生消防組合消防本部	人員輸送車	2	○		
		後方支援小隊	嶺北消防組合消防本部	支援車Ⅰ型	3	○		
計			13台	46名				
滋賀県大隊	実動訓練	県大隊指揮隊	大津市消防局	指揮車	4	○		
		県大隊指揮隊	東近江行政組合消防本部	支援車Ⅲ型	5			
		消火小隊	甲賀広域行政組合消防本部	水槽付消防ポンプ自動車	4			
		消火小隊	湖北地域消防本部	水槽付消防ポンプ自動車	5			
		救助小隊	大津市消防局	津波・大規模風水害対策車	5	○		
		救助小隊	湖南広域消防局	救助工作車Ⅲ型	5			
		救助小隊	東近江行政組合消防本部	救助工作車Ⅲ型	5			
		救急小隊	大津市消防局	高規格救急車	3			
		救急小隊	彦根市消防本部	高規格救急車	3			
	後方支援訓練	後方支援小隊	湖北地域消防本部	高規格救急車	3			
		特殊装備小隊	湖南広域消防局	はしご車	5			
		特殊装備小隊	東近江行政組合消防本部	重機搬送車	3	○		
		後方支援小隊	大津市消防局	支援車Ⅰ型	3	○		
計			15台	58名				
三重県大隊	実動訓練	統合機動部隊指揮隊	四日市市消防本部	指揮車	5	○	統合	
		県大隊指揮隊	松阪地区広域消防組合消防本部	指揮車	4			
		消火小隊	三重紀北消防組合消防本部	化学車	4		統合	
		消火小隊	鳥羽市消防本部	水槽付消防ポンプ自動車	4			
		救助小隊	四日市市消防本部	救助工作車Ⅲ型	5		統合	
		救助小隊	津市消防本部	救助工作車Ⅲ型	5			
		救急小隊	名張市消防本部	高規格救急車	3			
		救急小隊	龜山市消防本部	高規格救急車	3			
		救急小隊	菟野町消防本部	高規格救急車	3			
	後方支援訓練	後方支援小隊	松阪地区広域消防組合消防本部	支援車Ⅰ型	3		統合	
		後方支援小隊	四日市市消防本部	支援車Ⅰ型	4	○		
		後方支援小隊	津市消防本部	支援車Ⅰ型	2			
		後方支援小隊	三重紀北消防組合消防本部	資機材搬送車	2			
計			13台	51名				
京都府大隊	実動訓練	指揮支援部隊	京都市消防局	人員輸送車	3			
		統合機動部隊指揮隊	京都市消防局	司令車	4		統合	
		県大隊指揮隊	舞鶴市消防本部	司令車	4	○		
		消火小隊	京都市消防局	水槽車	5		統合	
		消火小隊	京丹後市消防本部	ポンプ車	4			
		救助小隊	京都中部広域消防組合消防本部	救助工作車Ⅲ型	5			
		救助小隊	京都市消防局	救助工作車Ⅲ型	5		統合	
		救助小隊	宇治市消防本部	救助工作車	5			
		救急小隊	乙訓消防組合消防本部	高規格救急車	3			
	後方支援訓練	後方支援小隊	京都市消防局	高規格救急車	3		統合	
		後方支援小隊	京田辺市消防本部	高規格救急車	3			
		通信支援小隊	京都市消防局	無線中継車	2	○	統合	
		特殊装備小隊	京都市消防局	大規模震災用高度救助車（1号）	3	○	統合	
計			19台	66名				
大阪府大隊	実動訓練	統合機動部隊指揮隊	京都市消防局	大規模震災用高度救助車（2号）	2	○	統合	
		後方支援小隊	相楽中部消防組合消防本部	資機材搬送車	2			
		後方支援小隊	京都市消防局	支援車Ⅰ型（1号）	3	○	統合	
		後方支援小隊	京都市消防局	支援車Ⅰ型（2号）	5	○		
		後方支援小隊	城陽市消防本部	資機材搬送車	2			
		後方支援小隊	福知山市消防本部	資機材搬送車	3	○		
		後方支援小隊	福知山市消防本部	資機材搬送車	3	○		
		後方支援小隊	福知山市消防本部	資機材搬送車	3	○		
		後方支援小隊	福知山市消防本部	資機材搬送車	3	○		
	大阪府大隊	実動訓練	（統括）指揮支援部隊	大阪市消防局	指揮車	3		
			指揮支援部隊	堺市消防局	指揮車	5		
			統合機動部隊指揮隊	大阪市消防局	指揮車	7	○	統合
			府大隊指揮隊	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	指揮車	4		
消火小隊			大阪市消防局	水槽付き消防ポンプ自動車	4		統合	
消火小隊			貝塚市消防本部	消防ポンプ自動車	4			
救助小隊			大阪市消防局	救助工作車	4		統合	
救助小隊			大阪市消防局	救助工作車	4		統合	
救助小隊			茨木市消防本部	救助工作車	5			
救助小隊			柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	救助工作車	5			
救急小隊			大阪市消防局	高規格救急車	3		統合	
救急小隊			枚方豊屋川消防組合消防本部	高規格救急車	4			
通信支援小隊			大阪市消防局	無線中継車	2	○	統合	
後方支援訓練	特殊装備小隊	大阪市消防局	重機及び重機搬送車	2	○			
	特殊装備小隊	大阪市消防局	はしご車	2				
	特殊装備小隊	大阪市消防局	大型水陸両用車及び搬送車	3	○			
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	堺市消防局	特別査察車	5				
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	堺市消防局	大型放水砲搭載ホース延長車	2				
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	堺市消防局	大容量送水ポンプ車	2				
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	堺市消防局	人員搬送車	3				
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	堺市消防局	大型化学車	4				
	NBC災害即応部隊指揮隊	堺市消防局	非常用指揮車	4				
	NBC災害即応部隊	堺市消防局	特別高度救助工作車	3				
	NBC災害即応部隊	堺市消防局	特殊災害対応自動車	2				
	NBC災害即応部隊	堺市消防局	大型除染システム搭載車	3				
	NBC災害即応部隊	堺市消防局	非常用ポンプ車	4				
NBC災害即応部隊	堺市消防局	非常用タンク車	4					
後方支援小隊	大阪市消防局	機動連絡車	5		統合			
後方支援小隊	大阪市消防局	拠点機能形成車	2	○				
後方支援小隊	大阪市消防局	人員輸送車	4					
後方支援小隊	東大阪市消防局	人員輸送車	9					
後方支援小隊	大阪市消防局	補給車	3		統合			
後方支援小隊	大阪市消防局	資機材搬送車	2		統合			
後方支援小隊	高槻市消防本部	資機材搬送車	3					
計			34台	125名				

緊急消防援助隊参加隊一覧表（陸上部隊）

兵庫県大隊	実動訓練	神戸市指揮支援隊	神戸市消防局	指揮車	3		
		神戸市指揮支援隊	神戸市消防局	資機材搬送車	2		
		兵庫県大隊指揮隊	神戸市消防局	指揮車	5	○	
		兵庫県大隊指揮隊	西宮市消防局	指揮車	5		
		消火小隊	三田市消防本部	化学車	4		
		消火小隊	北はりま消防本部	水槽付消防ポンプ車	4		
		消火小隊	姫路市消防局	消防ポンプ自動車	5		
		消火小隊	南但消防本部	消防ポンプ自動車	4		
		救助小隊	神戸市消防局	救助工作車	5		
		救助小隊	芦屋市消防本部	救助工作車	5		
		救助小隊	明石市消防局	救助工作車Ⅲ型	5		
		救助小隊	姫路市消防局	救助工作車	5		
		救助小隊	豊岡市消防本部	救助工作車	5		
		救助小隊	西はりま消防本部	高規格救急車	3		
		救助小隊	西宮市消防局	高規格救急車	3		
		救助小隊	淡路広域消防事務組合消防本部	高規格救急車	3		
		救助小隊	美方広域消防本部	高規格救急車	3		
		通信支援小隊	神戸市消防局	無線中継車	2	○	
		通信支援小隊	姫路市消防局	無線中継車	3	○	
		特殊装備小隊	川西市消防本部	はしご車	5		
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	神戸市消防局	指揮車	4			
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	大容量送水ポンプ車	2	○		
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	放水砲搭載ホース延長車	2	○		
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	大型高所放水車	3	○		
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	化学車	4			
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	化学車	4			
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	化学車	4			
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	大容量送水ポンプ車	2	○		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	ホース延長車	2	○			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	神戸市消防局	支援車	9	○			
後方支援訓練	後方支援小隊	神戸市消防局	資機材搬送車	3			
	後方支援小隊	神戸市消防局	資機材搬送車	3			
	後方支援小隊	西宮市消防局	資機材搬送車	3			
	後方支援小隊	川西市消防本部	資機材搬送車	2			
	後方支援小隊	明石市消防局	支援車Ⅰ型	8	○		
	後方支援小隊	赤穂市消防本部	資機材搬送車	3			
	後方支援小隊	豊岡市消防本部	資機材搬送車	2			
計			36台	132名			
奈良県大隊	実動訓練	統合機動部隊指揮隊	奈良県広域消防組合消防本部	指揮車	4	○	統合
		救助小隊	奈良県広域消防組合消防本部	津波風水害	3	○	統合
		救助小隊	奈良県広域消防組合消防本部	資機材搬送車	2		統合
		救助小隊	奈良県広域消防組合消防本部	救助工作車Ⅱ型	3		統合
		特殊装備小隊	奈良県広域消防組合消防本部	重機・重機搬送車	2	○	統合
		救助小隊	奈良県広域消防組合消防本部	資機材搬送車	2		統合
		消火小隊	奈良県広域消防組合消防本部	タンク車	4		統合
		消火小隊	奈良県広域消防組合消防本部	ポンプ車	5		統合
		消火小隊	奈良県広域消防組合消防本部	ポンプ車	5		統合
		救助小隊	奈良県広域消防組合消防本部	救急車	3		統合
		救助小隊	奈良県広域消防組合消防本部	救急車	3		統合
		救助小隊	奈良県広域消防組合消防本部	救急車	3		統合
		ドローン隊	奈良県広域消防組合消防本部	防災バトロール車	3		統合
		県大隊指揮隊	奈良市消防局	指揮車	4		
		救助小隊	奈良市消防局	救助工作車Ⅲ型	5		
		救助小隊	生駒市消防本部	救助工作車Ⅲ型	5		
		消火小隊	奈良市消防局	化学車	5		
		消火小隊	奈良県広域消防組合消防本部	ポンプ車	4		
		消火小隊	奈良県広域消防組合消防本部	ポンプ車	4		
		救助小隊	奈良県広域消防組合消防本部	救急車	3		
	特殊装備小隊	奈良市消防局	中型水陸両用車及び搬送車	2	○		
	NBC災害即応部隊指揮隊	奈良県広域消防組合消防本部	指揮車	4			
	NBC災害即応部隊	奈良県広域消防組合消防本部	救助工作車Ⅲ型	3			
	NBC災害即応部隊	奈良県広域消防組合消防本部	人員搬送車	2			
	NBC災害即応部隊	奈良県広域消防組合消防本部	救助工作車Ⅱ型	3			
	NBC災害即応部隊	奈良県広域消防組合消防本部	資機材搬送車	2			
	NBC災害即応部隊	奈良県広域消防組合消防本部	タンク車	5			
	NBC災害即応部隊	奈良県広域消防組合消防本部	化学車	2			
NBC災害即応部隊	奈良県広域消防組合消防本部	資機材搬送車	2				
後方支援小隊	奈良県広域消防組合消防本部	支援車Ⅰ型	4	○			
後方支援小隊	奈良県広域消防組合消防本部	資機材搬送車	4				
後方支援小隊	奈良県広域消防組合消防本部	拠点形成車	2	○			
後方支援小隊	奈良県広域消防組合消防本部	資機材搬送車	2	○			
後方支援小隊	奈良市消防局	支援車Ⅰ型	4	○			
後方支援小隊	奈良市消防局	燃料補給車	2	○			
計			34台	112名			
徳島県大隊	実動訓練	県大隊指揮隊	徳島市消防局	指揮車	5	○	
		救助小隊	美馬市消防本部	救助工作車	5		
		救助小隊	徳島市消防局	津波・大規模風水害対策車	5	○	
	特殊装備小隊	みよし広域連合消防本部	重機及び重機搬送車	3	○		
	後方支援訓練	後方支援小隊	徳島市消防局	支援車	4	○	
後方支援訓練	後方支援小隊	徳島市消防局	東資機材搬送2号車	3	○		
計			6台	25名			

11月4日  
県大隊  
として転戦

緊急消防援助隊参加隊一覧表（航空部隊）

府県隊名	部隊名	種類	機名	人員	訓練日	備考
福井県大隊 航空小隊	福井県防災航空隊	BK117C-2	Blue Arrow	3	3	
三重県大隊 航空小隊	三重県防災航空隊	-	-	4	3	航空指揮支援隊(FB)
		AW139	みえ	7	4	内訳: 隊員4名 機長2名、整備長1名
京都府大隊 航空小隊	京都市消防航空隊	AS365N3型	あたご	5	3	指揮支援隊2名含む
大阪府大隊 航空小隊	大阪市消防航空隊	AS365N3型	おおさか・or なにわ	7	3	指揮支援隊4名含む
兵庫県大隊 航空小隊	神戸市消防航空機動隊	BK117C-2	KOBE-II	7	3	指揮支援隊3名含む
	兵庫県消防防災航空隊					
奈良県大隊 航空小隊	奈良県防災航空隊	ベル412EP	やまと2000	8	3	
和歌山県大隊 航空小隊	和歌山県防災航空隊	ベル412EPI	きしゅう		3・4	
徳島県大隊 航空小隊	徳島県消防防災航空隊	BK117C-2	うずしお	7	3・4	隊員4名・機長2名・整備士1名
滋賀県大隊 航空小隊	滋賀県防災航空隊	-	-	4	3	航空指揮支援隊(HB)
合計	10隊		8機	52名		

和歌山県広域消防相互応援部隊等参加隊一覧表

府県隊名	担当訓練	小隊(部隊)名	消防本部名	車両	人員	備考
和歌山県内 消防本部	実動訓練	指揮隊	田辺市消防本部	指揮車	3	
		ドローン隊	田辺市消防本部	資機材搬送車	3	
		消火小隊	新宮市消防本部	消防ポンプ自動車	4	
		救助小隊	田辺市消防本部	救助工作車Ⅱ型	5	
		救助小隊	串本町消防本部	救助工作車Ⅱ型	5	
		救急小隊	白浜町消防本部	高規格救急車	3	
		救急小隊	那智勝浦町消防本部	高規格救急車	3	
	受援支援	受援支援隊	県内消防本部	—	複数台	
計				6台+α	27名+α	

# 実施要領

## 訓練全般に係る統一事項

### 1 部隊運用訓練会場の名称

#### (1) メイン会場：「和歌山県紀北ブロック」

訓練場所 和歌山市エリア・・・「和歌山県消防学校及びその周辺」  
海南市エリア・・・「海南火力発電所跡地」

#### (2) サテライト会場：「和歌山県紀中ブロック」

訓練場所 有田市エリア・・・「ENEOS和歌山製油所」

#### (3) 後方支援活動会場

- ア サンヨーホームズ所有地
- イ 和歌山市消防活動センター東側敷地
- ウ 海草振興局建設部敷地内
- エ 近畿大学生物理工学部敷地内

### 2 基本的事項

#### (1) 11月3日(金)の午前中に実施される図上訓練と、同日の午前中に部隊参集訓練から開始される部隊運用訓練については、図上訓練において指揮支援部隊長が柔軟な部隊配置を検討できるよう連動させないこととする。

なお、図上訓練と部隊運用訓練(部隊参集)を並行して実施するため、緊急消防援助隊動態情報システムについては混在を防ぐ目的として、図上訓練と実動訓練を別々で管理する。

各府県統合機動部隊、各府県大隊及びその他の各部隊は、同システムの表示災害名で「令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練(実動)」(仮称)に各情報の入力を行うこと。

#### (2) 本訓練はブラインド型の訓練とするため、訓練参加隊は指揮命令系統を遵守し、安全管理に細心の注意を払うこと。

また、事故が発生した場合は各府県で対応することとし、必要に応じて事務局と協議すること。

#### (3) 出勤から部隊運用訓練実施会場までの間は、赤色灯及び前照灯の点灯、サイレンの吹鳴は行わないこととし、道路交通法等を遵守すること。

#### (4) 赤色灯及び前照灯の点灯、サイレンの吹鳴は部隊運用訓練会場の訓練スタッフの合図から、車両部署までの間とする。

#### (5) 訓練中は訓練スタッフ(コントローラー、安全管理員)の指示及び現示シートに従い活動すること。

#### (6) 訓練中の安全管理は、各隊で徹底し事故防止に努めること。

#### (7) 訓練中、安全管理員が危険と判断した場合は、訓練の一時停止を指示することとし、安全が確認できれば、安全管理員の再開の合図により活動を再開することとする。

危険であると判断した場合の一時停止の合図及び再開の合図は次のとおり統一する。

<危険であると判断された場合>

警笛連続吹鳴 「ピッピッピッ・・・」

<安全が確保された後の訓練開始>



警笛長音吹鳴 「ピー」

なお、訓練を一時停止するのは、安全管理員が指示した危険が認められる部分のみでよい。

- (8) 本訓練は地震による想定としているため、各隊は保有している資機材を用いて、余震等に備える措置を行うこと。
- (9) 訓練中は原則車両のエンジン等は停止することとするが、頻繁に車両移動を行う場合や、車両を活用した活動を行う場合はこの限りではない。
- (10) 各訓練会場では、複数の負傷者や要救助者が設定されているため、現示や状況に応じた活動を行うこと。
- (11) 救出した負傷者や要救助者は必要に応じてトリアージを実施した上で、救護所等へ搬送すること。なお、訓練内容によっては各機関のヘリコプターによる広域搬送を実施する場合もあるため、その場合は訓練スタッフの指示に従うこと。
- (12) 長時間の活動を想定し隊員のローテーション等を考慮した活動を実施すること。  
なお、昼食については、出勤途上等に確保すること。  
また、訓練期間中は自己完結を心掛け、発生したごみ類については各府県で必ず持ち帰ること。
- (13) 各隊間及び関係機関との重複した検索を避けるため、検索が終了した車両や建物等に検索済みの標示を行うこと。なお、標示については統一的な活動標示（マーキング）方式（平成26年4月22日付け消防参第67号・消防地第18号「大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式の導入について」）により行うこと。
- (14) ヘリコプターによる救出活動は、ダウンウォッシュの影響を考慮し安全な距離を確保すること。なお、活動状況により安全が確保できないと判断した場合は、活動を一時停止するなどの措置をとることとし、必要に応じて航空隊の指示に従うこと。
- (15) 訓練会場を含めて、ヘリコプターと無人航空機（ドローン）の同時飛行は厳禁とする。  
なお、無人航空機の運用については、「情報収集・共有・伝達訓練実施要領」に記載の事項を遵守すること。
- (16) 訓練で使用する資器材については、必ず府県名や消防本部名を記載し、自機関を明確にしておくこと。
- (17) 各訓練での服装については次のとおりとする。
  - ア 各本部等運営訓練  
活動服、アポロキャップ又は保安帽、編上げ靴
  - イ 部隊運用訓練  
各機関災害対応時の服装及び装備
  - ウ 後方支援活動訓練  
各府県大隊長又は各後方支援中隊長が指定した服装
- (18) 訓練スタッフ等は、役割を明確にするため役割に応じた色のビブスを着用する。

### 3 部隊標示等

#### (1) 緊急消防援助隊旗

訓練参加の各部隊及び各大隊は、次表を参考に必要に応じて緊急消防援助隊旗を掲揚すること。なお、荒天時は必要ないものとする。

	指揮支援隊旗	府県旗	府県指揮隊旗	部隊旗
図上訓練		×	×	×
部隊運用訓練		×		
後方支援活動訓練	×		×	×
閉会式		×		×

(2) 指揮棒

月 日	項目	府県大隊長
11月4日	閉会式	

【指揮棒の取扱要領】

- ・ 整列時は左手に持ち、肘を曲げることなくおおむね30度に保持する
- ・ 「かしら中」の姿勢は、指揮棒を持った手を動かさない
- ・ 「整列休め」の姿勢は、左手はそのまま、右手のみ後に回す

(3) 車両表示

ア 訓練に参加する緊急消防援助隊車両は、各消防本部に配布されている「緊急消防援助隊（府）県隊」のマグネットシートを前後左右に貼付すること。なお、和歌山県内の参加隊（広域応援隊）はマグネットシートの貼付は行わない。  
マグネットシートの貼付については、走行中に剥がれ落ちることのないように措置すること。

イ 実災害への出動と区別するため、次の例による表示を作成し、ダッシュボード上の見やすいところに掲出すること。

【指揮支援部隊】

<p>訓練 緊急消防援助隊 （府）県指揮支援隊 消防本部（局）</p>
---

【統合機動部隊及び大隊】

<p>訓練 緊急消防援助隊 （府）県大隊 消防本部（局）</p>
--

【その他の部隊】

<p>訓練 緊急消防援助隊 部隊 消防本部（局）</p>
--

【県内応援隊】

<p>訓練 和歌山県広域相互 部隊 消防本部（局）</p>
---

4 費用負担等

訓練参加に係る高速道路通行料、燃料費、食糧費、隊員及び係員の日当等の一切の経費については参加隊の負担とする。

5 その他留意事項等

- (1) 参集途上については、交通法規を遵守し安全運転を心掛け、事故防止に努めること。
- (2) サービスエリア等の利用時は、消防職員として規律ある行動を徹底することとし、複数の参加隊が同一のサービスエリア等を利用することが考えられることから、長時間の滞在は避けること。

- ( 3 ) 各隊の担当者は、集結場所の出発時間、利用する高速道路、休憩場所及び給油場所を決定した際に、事前に出動経路が重複すると予測される参加府県と時間調整を行い、混雑防止に努めること。
- ( 4 ) 主要となるサービスエリア及びパーキングエリアには、訓練スタッフを配置するので、指示に従うこと。
- ( 5 ) 高速道路を利用する参加隊については、料金所での混雑を防止するために、事前に料金区分を確認した上で、スムーズに通過できるよう努めること。
- ( 6 ) トイレについては、各訓練会場において指定された場所のみとし、指定場所以外は使用厳禁とする。
- ( 7 ) 喫煙については全面禁煙とする。
- ( 8 ) 関係機関の見学者及び記録員は指定された場所で見学、記録を行うこと。  
訓練参加隊員や、各府県記録員が訓練中に撮影した静止画及び動画について、訓練終了後事務局から提供を求めるので協力願います。
- ( 9 ) 訓練参加者以外の各府県記録員等が、訓練会場内に立ち入る場合は、「 府県記録員」と明示したビブス、腕章、首掛けネーム等、業務内容を明らかにできるものを予め準備し着用すること。また、ヘルメットや墜落防止用器具等の装備を着装すること。
- ( 10 ) 本訓練に係る一般市民党の見学については指定する会場のみ認めることとし、見学者の詳細（見学可能場所、日時等）については追って連絡することとする。

## 要救助者（傷病者）の対応統一事項

### 1 要救助者（傷病者）（以下、「要救助者等」という。）

生体又は訓練用人形とする。

### 2 観察

<生体の場合>

- (1) 生体の要救助者等は、医療大学生及び消防職員とする。
- (2) 要救助者等は「傷病者情報シート」により適切に演技を行うこととする。
- (3) 意識レベル、呼吸様式、呼吸回数など表現できるものについては、適切に表現（事前レクチャーを行う。）する。
- (4) 脈拍、血圧、SpO<sub>2</sub>などの数値については、訓練参加隊員が実測値を呼称後、要救助者が口頭で数値を示す又は傷病者情報シートにより現示する。
- (5) 要救助者等の口元に近づいた観察は行わない。
- (6) 意識レベルの確認は、通常どおり行うこと。ただし、痛み刺激を与える場合は軽い動作に加え「痛み刺激」と声に出すこととする。なお、見当識障害の確認は通常どおり行うこと。
- (7) 男性の要救助者等は、実際の観察と同様に行うこととするが、プライバシーに配慮した場所を考慮すること。
- (8) 女性の要救助者等は、触診及び聴診は行わず、観察内容を呼称することにより要救助者役が口頭で状態を示す又は傷病者情報シートにより判断すること。
- (9) 観察及び処置における衣服の切断は行わないこと。

<訓練人形の場合>

- (1) 傷病者情報シートにより判断すること。
- (2) 不明な点等があれば、訓練スタッフからの指示により判断すること。

訓練人形及び傷病者情報シート



傷病者情報シート

番号	30		
フリガナ	実名	年齢	実年齢
氏名	実名	性別	男性
歩行	可	呼吸	18回/分
循環	70回/分	従命反応	有
SpO <sub>2</sub>	100%	血圧	110/70
主訴	<p>【右肩打撲】</p> <p>右肩の痛み、橈骨動脈触知充実、心電図（洞調律）、全身観察異常なし</p>		

### 3 処置

- (1) 各種処置については、要救助者等の状態に応じた処置を適宜実施すること。

- (2) 生体に対する各処置については、次のとおり実施すること。
  - ア 酸素投与は、マスクを首にかける（実際の送気は行わない）。
  - イ 器具を使用した気道確保は、チューブ類を前胸部にテープ固定する。
  - ウ 静脈路確保は、輸液ラインを前腕に固定する。
- (3) 下顎拳上法等の痛みを伴う行為については、口頭と模擬動作で示すものとし、要救助者等に苦痛を与えないよう配慮すること。
- (4) 外傷の処置については、口頭と模擬動作で示すものとする。なお、全身固定にあっては必要に応じて実施すること。
- (5) 要救助者等の除染については、訓練人形のみ実施することとし、その際の衣服の切断は行ってよいものとする。

#### 4 特定行為

- (1) 特定行為に関する指示要請については、受援側から指示体制等が示されていないこととし、派遣元メディカルコントロール協議会に所属する医師（訓練スタッフ）に対して行うこととする。
- (2) 特定行為指示要請の電話番号については次のとおりとし、特定行為指示要請の電話番号が繋がらない場合は通信不通と判断し、「大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について」（平成29年3月30日付消防救第48号）に基づき対応すること。

訓練エリア	指示要請先（仮想）電話番号
和歌山市エリア	XXX-XXXX-XXXX
海南市エリア	XXX-XXXX-XXXX

#### 5 トリアージタグの取り扱い

- (1) トリアージタグは、各救急小隊で準備すること。
- (2) 使用方法については、各指揮者及び関係機関と調整すること。

#### 6 医療機関への搬送及び要救助者の引継ぎ

- (1) 医療機関への搬送は、指定された仮想医療機関（医療機関）に搬送すること。
- (2) 仮想医療機関（医療機関）に到着後、医療関係者又は現場指揮者の指示に従い要救助者等を引き継ぐこと。
- (3) 要救助者等の引継ぎ時には、各救急小隊で使用している傷病者引継様式やトリアージタグ等を活用し、医療関係者又は現場指揮者に提出の上、指示のあった場所に収容すること。

#### 7 要救助者等の体調不良時の対応

- (1) 訓練中に体調不良となった場合は、訓練スタッフ（コントローラー、安全管理）に申し出ること。
- (2) 場合により訓練を一時中断し、体調不良者の対応を優先すること。
- (3) 訓練スタッフは、前（1）により申し出を受けたときは、体調不良者を確認するとともに、すみやかに訓練事務局に連絡し対応すること。
- (4) 必要により、救急車を要請すること。

#### 8 ヘリコプターによる傷病者搬送の対応について

- ( 1 ) ヘリコプターによる搬送対象者は予め定めておくこととし、訓練スタッフの指示に従うこと。
- ( 2 ) 飛行時間までに搬送準備を行う必要があることから、搬送対象者の救出時間の短縮や処置などについて、訓練スタッフが指示する場合がある。

## 9 その他

- ( 1 ) 医療大学生の要救助者等役は消防訓練に不慣れであるため、活動隊員は十分な安全確保を行うこととし、危険と判断した場合は、すみやかに活動を中断し、適切な対応を行うこと。
- ( 2 ) 要救助者等役に対し、不快と思われる言動等に留意すること。
- ( 3 ) 訓練内容によっては、高所、閉所及び狭所等が設定されているため、救出時には安全配慮を徹底すること。

無線通信に係る統一事項

1 消防救急デジタル無線の使用波について

	デジタル						アナログ
	統制波 1	統制波 2	統制波 3	各府県 主運用波	和歌山県 主運用波	航空波	防災 相互波
調整本部	終 日 使 用 禁 止						
指揮本部							
指揮支援本部							
県内応援隊							
府県大隊							
その他の部隊 (航空部隊含む)						(航空部隊)	
ヘリベース							
フォワード ベース							
他の防災機関							

凡例： 「航空部隊と陸上部隊の連携時、優先的に活用」  
「上記以外の場合に活用」

- ・「統制波 1」は、和歌山県と大阪府の境界で発生した実災害及び和歌山県内の防災航空隊やドクターヘリとの連携活動時に使用するため、終日使用を禁止する。
- ・主運用波の周波数は、各府県内の活動の際に近隣の府県との間で混信が起きないように割り当てられているが、本訓練では、同一チャンネル府県大隊が訓練参加するため、混信する可能性があることに留意し、必要最低限の使用及び署活動用無線機の活用を考慮すること。

周波数	使用府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、 <u>京都府</u> 、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、 <u>大阪府</u> 、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、 <u>兵庫県</u> 、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、 <u>和歌山県</u> 、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、 <u>滋賀県</u> 、 <u>徳島県</u> 、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、 <u>福井県</u> 、 <u>奈良県</u> 、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、 <u>三重県</u> 、岡山県、高知県、熊本県

2 署活動用無線機の使用波について

3日(金)	和歌山市エリア	海南市エリア	有田市エリア	県内応援隊	訓練事務局
G 1	終日使用禁止(和歌山市消防局実災害使用)				
G 2					
G 3					
G 4					

G 5					
G 6					
G 7					
G 8	終日使用禁止（海南市消防本部実災害使用）				
G 9					
G 10					
G 11					
G 12					
G 13	終日使用禁止（有田市消防本部実災害使用）				
G 14					
G 15					
G 16	終日使用禁止（和歌山県防災航空隊実災害使用）				
G 17					

4日(土)	和歌山市エリア	海南市エリア	訓練事務局
G 1	終日使用禁止（和歌山市消防局実災害使用）		
G 2			
G 3			
G 4			
G 5			
G 6			
G 7			
G 8	終日使用禁止（海南市消防本部実災害使用）		
G 9			
G 10			
G 11			
G 12			
G 13			
G 14			
G 15			
G 16	終日使用禁止（和歌山県防災航空隊実災害使用）		
G 17			

### 3 呼出名称（コールサイン）について

#### (1) 指揮本部

- ア 「わかやましょうぼう しきほんぶ」：和歌山市消防局
- イ 「かいなんしょうぼう しきほんぶ」：海南市消防本部
- ウ 「ありだしょうぼう しきほんぶ」：有田市消防本部

#### (2) 指揮支援本部

- ア 「しきしえんほんぶ きょうと」：京都市消防局
- イ 「しきしえんほんぶ こうべ」：神戸市消防局
- ウ 「しきしえんほんぶ さかい」：堺市消防局



- (3) 和歌山県内応援隊本部  
「わかやまけんないおうえんたいほんぶ」
- (4) 府県統合機動部隊長  
「(ふ)けんとうごうきどうぶたいちょう」
- (5) 府県大隊長  
「(ふ)けんだいたいちょう」
- (6) NBC災害即応部隊
  - ア 「さかい えぬびーしーさいがいそくおうぶたいちょう」：堺市消防局
  - イ 「ならけんこういき えぬびーしーさいがいそくおうぶたいちょう」：奈良県広域消防組合消防本部
- (7) エネルギー・産業基盤災害即応部隊
  - ア 「さかい えねるぎー・さんぎょうきばんさいがいそくおうぶたいちょう」：堺市消防局
  - イ 「ひょうご えねるぎー・さんぎょうきばんさいがいそくおうぶたいちょう」：神戸市消防局
- (8) 訓練参加隊  
「無線呼出名称」

#### 4 その他

特定小電力トランシーバーの使用については、参加隊内での活用は可能とするが、訓練スタッフも使用するため、混信の際は訓練スタッフを優先することとし、参加隊にあってはチャンネル変更するなどの措置をとること。

1 日目

【 1 1 月 3 日 ( 金 ) 】

1 主眼

- (1) 災害発生から応援要請の判断、応援要請、出動（可能）隊数の報告、応援決定までの迅速な情報伝達体制の構築
- (2) 出動準備体制および迅速な出動に繋がる体制の構築
- (3) 「和歌山県下消防広域応援基本計画」及び「和歌山県緊急消防援助隊受援計画」における応援要請等の情報伝達要領の検証及び災害発災初期における応援要請の判断能力等の向上を図る。

2 想定

中央構造線断層帯・根来断層を震源とする大規模地震（M6.5）が発生、和歌山市において最大震度6強、海南市において最大震度6弱、有田市において最大震度6強が観測された。地震の影響で和歌山市及び海南市で甚大な被害が発生しているほか、有田市の石油コンビナートにて火災が発生している。

3 実施日時

令和5年11月3日（金） 9：00～

4 参加機関

- (1) 消防庁
- (2) 和歌山県
- (3) 和歌山県内消防本部

6 実施内容

- (1) 「和歌山県下消防広域応援基本計画」の和歌山県内消防本部間における応援出動要請から応援出動決定までの情報伝達。  
別紙2の送付は行わず、架電による要請及び通知のみ実施
- (2) 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の県内消防本部、県、消防庁及び関係府県間における緊急消防援助隊の応援要請から応援出動までの情報伝達。

7 活動要領

- (1) 「和歌山県下消防広域応援基本計画」における情報伝達訓練（別図参照）  
和歌山市消防局（県代表消防機関）は御坊市消防本部（県副代表消防機関）及び田辺市消防本部（県副代表消防機関）に県代表消防機関を代行するよう依頼する。  
また、那賀消防組合消防本部（紀北ブロック副代表消防機関）に応援を依頼すると共に紀北ブロック代表消防本部を代行するように依頼する。  
併せて、上記について和歌山県に報告する。  
那賀消防組合消防本部は、紀北ブロック内消防本部に応援を要請する。  
御坊市消防本部（県副代表消防機関）と田辺市消防本部（県副代表消防機関）は協議し田辺市消防本部を県代表消防機関代行とすることを決定、その旨、和歌山県及び那賀消防組合消防本部に伝える。

海南市消防本部は、和歌山市消防局に応援を要請する。

和歌山市消防局は について海南市消防本部に伝える。

海南市消防本部は、那賀消防組合消防本部（紀北ブロック代表消防機関代行）及び紀美野町消防本部（近隣消防本部）に応援を要請する。

那賀消防組合消防本部は田辺市消防本部（県代表消防機関代行）に応援を要請する。

田辺市消防本部は、紀南ブロック内消防本部に応援を要請する。

有田市消防本部は、御坊市消防本部（紀中ブロック代表消防機関）及び有田川町消防本部（近隣消防本部）に応援を要請する。

御坊市消防本部は、紀中ブロック内消防本部に応援を要請する。

御坊市消防本部は田辺市消防本部（県代表消防機関代行）に応援を要請する。

橋本市消防本部、紀美野町消防本部、高野町消防本部及び伊都消防組合消防本部は那賀消防組合消防本部に応援決定を通知する。

有田川町消防本部、湯浅広川消防組合消防本部及び日高広域消防事務組合消防本部は御坊市消防本部に応援決定を通知する。

新宮市消防本部、白浜町消防本部、串本町消防本部及び那智勝浦町消防本部は田辺市消防本部に応援決定を通知する。

那賀消防組合消防本部は田辺市消防本部に紀北ブロック消防機関の応援決定を通知し、応援先消防本部の調整を図る。

紀北ブロックは和歌山市消防局及び海南市消防本部が被災しているため

御坊市消防本部は田辺市消防本部及び有田市消防本部に紀中ブロック消防機関の有田市消防本部の応援決定を通知する。

田辺市消防本部は那賀消防組合消防本部に紀北ブロック消防機関の海南市消防本部への応援を指示する。

また、紀南ブロック消防機関の和歌山市消防局への応援を決定する。

那賀消防組合消防本部は海南市消防本部に紀北ブロック消防機関の応援決定を通知する。

田辺市消防本部は和歌山市消防局に紀南ブロック消防機関の応援を通知する。

また、和歌山県に対して、紀北ブロック消防機関が海南市消防本部、紀中ブロック消防機関が有田市消防本部、紀南ブロック消防機関が和歌山市消防局へ応援する旨、連絡する。

## （２）「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」における情報伝達訓練

ア 和歌山市消防局、海南市消防本部及び有田市消防本部は緊急消防援助隊の応援が必要であると判断し、その旨、和歌山県に電話連絡する。

電話連絡後、要請要綱別記 1 - 2 による書面連絡を和歌山県総合防災情報システムにより実施する。

イ 和歌山市消防局、海南市消防本部及び有田市消防本部より、前記アの電話連絡を受けた和歌山県は消防庁に電話連絡を実施する。

その後、和歌山市消防局、海南市消防本部及び有田市消防本部より要請要綱別記 1 - 2 による書面連絡を受け、要請要綱別記 1 - 1 を消防庁に FAX し、緊急消防援助隊の応援を要請する。

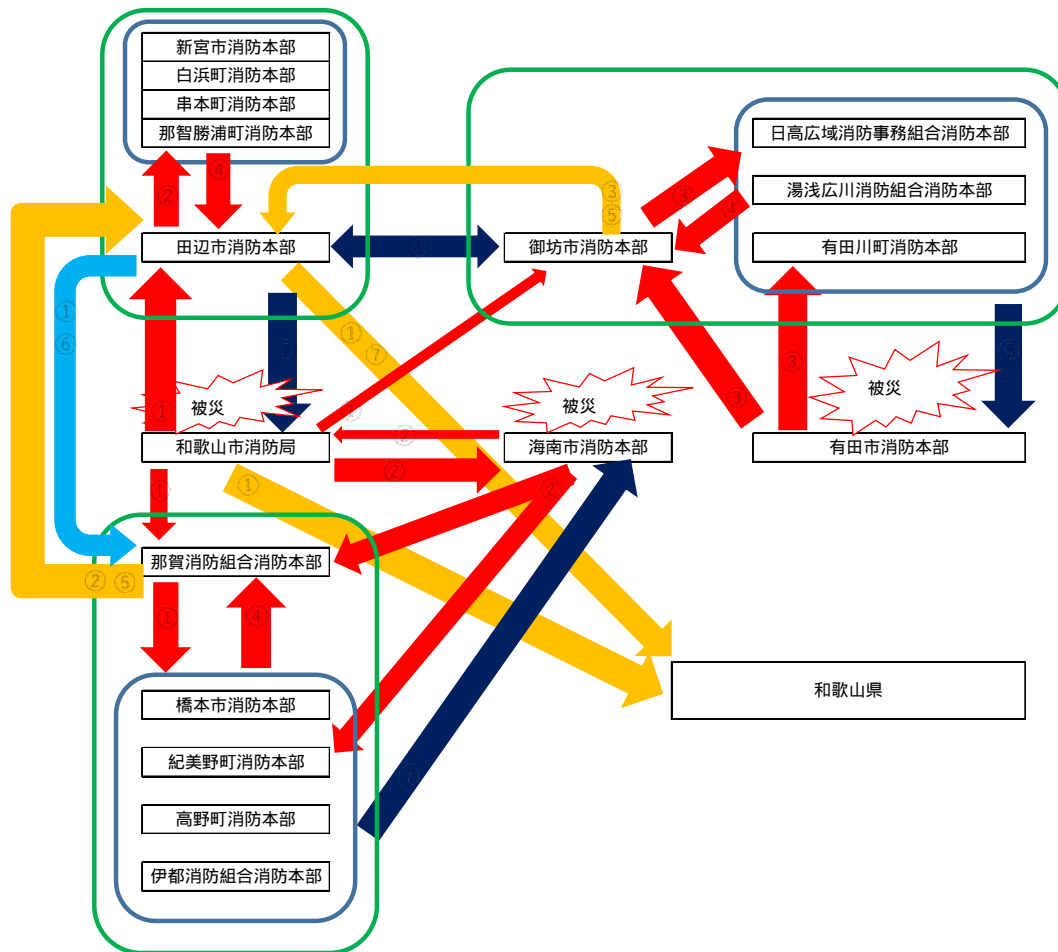
ウ 消防庁から和歌山県に要請要綱別記様式 3 - 2 により緊急消防援助隊の応援等決定通知が送信される。

エ 緊急消防援助隊の応援等決定通知を受けた和歌山県は、該当する被災地消防本部にその旨を通知する。

- オ 消防庁から和歌山県に要請要綱別記様式 3 - 3 により緊急消防援助隊の出動隊数通知が送信される。
- カ 緊急消防援助隊の出動隊数通知を受けた和歌山県は、該当する被災地消防本部にその旨を通知する。

別図

「和歌山県下消防広域応援基本計画」における情報伝達訓練系統図



県内応援隊配置

和歌山市消防局		
田辺市消防本部	指揮隊	1隊
田辺市消防本部	救助小隊	1隊
田辺市消防本部	ドローン隊	1隊
白浜町消防本部	救急小隊	1隊
串本町消防本部	救助小隊	1隊
那智勝浦町消防本部	救急小隊	1隊
新宮市消防本部	消火小隊	1隊

海南市消防本部		
那賀消防組合消防本部	消火小隊	2隊
那賀消防組合消防本部	救助小隊	1隊
那賀消防組合消防本部	救急小隊	2隊
橋本市消防本部	救急小隊	3隊
紀美野町消防本部	救急小隊	1隊
高野町消防本部	消火小隊	1隊
伊都消防組合消防本部	消火小隊	1隊

有田市消防本部		
御坊市消防本部	消火小隊	2隊
日高広域消防事務組合消防本部	救助小隊	1隊
湯浅広川消防組合消防本部	救急小隊	2隊
有田川町消防本部	救急小隊	1隊

和歌山県災害対策本部、消防応援活動調整本部及び  
指揮本部等運営訓練実施要領（訓練N . . .）

1 主眼

- (1) 状況付与型ブラインド訓練の図上訓練を実施し、和歌山県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の情報収集要領及び統括指揮支援隊への引継ぎ要領の強化を図る。
- (2) 実災害において初動対応に当たる和歌山県災害対策本部員が、災害発生時の初期対応及び緊急消防援助隊の要請に係る事務等を的確に実施することにより、各関係機関との情報共有体制及び初期対応力の強化を図る。
- (3) 和歌山県災害対策本部職員及び消防職員により構成する消防応援活動調整本部の消防応援活動に係る指揮、調整能力の向上を図る。
  - ア 1日目に実施する図上訓練は、実動訓練とは連動しない設定で実施し、消防応援活動調整本部や統括指揮支援隊長の柔軟な部隊投入、配置の検討、活動指示を訓練するとともに、指揮本部や指揮支援本部との情報共有体制を確立する等、初期対応力の強化を図る。
  - イ 図上訓練終了後、実動訓練の状況での訓練に変更し、実動部隊の進出状況に基づき、緊急消防援助隊をはじめとする各実動部隊の部隊配置や活動指示等を行う。
- (4) 指揮本部、指揮支援本部等は、実動部隊からの活動報告等による部隊運用及び活動調整を行い、各本部等で実動部隊を統制することにより、実災害に求められる連携、部隊指揮、活動調整、安全管理等、各種能力の向上を図る。
- (5) 和歌山県総合防災情報システム及び緊急消防援助隊動態情報システムを活用した災害時における情報収集要領、緊急消防援助隊応援部隊との情報共有要領の検証を行い、情報収集、整理及び共有能力の向上を図る。
- (6) 「和歌山県緊急消防援助隊受援計画」及び「和歌山県下消防広域応援基本計画」の検証を行い、和歌山県及び和歌山県内消防本部の受援力の向上を図る。

2 想定

和歌山県紀北の根来断層を震源とする大規模地震が発生し、和歌山市において最大震度6強（マグニチュード6.5）が観測され、和歌山市及び海南市に甚大な被害が発生した。  
また、同地震の影響により、有田市に所在するENEOS和歌山製油所内においても事故が発生した模様である。

3 実施日時

令和5年11月3日（金） 9：00 ～ 4日（土） 11：30

訓練名		日時
和歌山県災害対策本部運営訓練		3日（金） 9：00～12：00
消防応援活動調整本部運営訓練 指揮本部等運営訓練	図上訓練	3日（金） 9：00～12：00
	実動連動訓練	3日（金） 12：00～18：00 4日（土） 7：00～11：30

有田市消防本部及び防災航空センターでの指揮本部等運営訓練は、3日（金）のみ

4 実施場所

- (1) 和歌山県災害対策本部及び消防応援活動調整本部

和歌山県庁南別館（和歌山市湊通丁北1丁目2-1）

（2）指揮本部及び指揮支援本部

- ア 和歌山市消防局（和歌山市八番丁12番地）
- イ 海南市消防本部（海南市日方1294番地13）
- ウ 有田市消防本部（有田市箕島47番地）
- エ 防災航空センター（西牟婁郡白浜町3031番地56）

5 参加機関

総務省消防庁、和歌山県、和歌山県内消防本部、大阪市消防局、和歌山県警察本部、自衛隊和歌山地方協力本部、陸上自衛隊第37普通科連隊

6 実施内容

（1）和歌山県災害対策本部運営訓練

- ア 各種情報の収集、共有及び整理
- イ 緊急消防援助隊等の応援要請
- ウ 消防応援活動調整本部との情報共有及び連携

（2）消防応援活動調整本部運営訓練

- ア 各種情報の収集、共有及び整理
- イ 指揮本部との情報共有、連携及び活動調整
- ウ 和歌山県災害対策本部との情報共有及び連携
- エ 緊急消防援助隊に関する部隊の運用調整
- オ 指揮支援本部及び航空指揮本部との活動調整、連絡及び報告
- カ 関係機関との活動調整、連絡及び報告

（3）指揮本部運営訓練（航空指揮本部含む）

- ア 各種情報の収集、共有及び整理
- イ 被害情報の管理
- ウ 被害状況に対する消防部隊の配備
- エ 県内広域応援部隊及び緊急消防援助隊の応援要請の判断
- オ 応援体制の構築
- カ 消防応援活動調整本部、指揮支援本部及び県内応援隊本部との情報共有

（4）指揮支援本部運営訓練

- ア 各種情報の収集、共有及び整理
- イ 消防応援活動調整本部との活動調整、連絡及び報告
- ウ 指揮本部との情報共有及び連携
- エ 緊急消防援助隊各府県大隊等の指揮及び活動管理

7 実施要領

（1）図上訓練（3日 9：00～12：00）

- ア 県災害対策本部、消防応援活動調整本部、各指揮本部及び指揮支援本部の要員は、各訓練会場の訓練統制系の統制・進行、状況付与により、訓練を実施する。
- イ 訓練開始直後は、県災害対策本部及び各指揮本部の要員のみで、災害対応を行うものとし、消防応援活動調整本部の消防職員及び指揮支援隊等の要員の訓練参加は、指定する時

刻又は実行動の会場到着時刻以降とする。

ウ 県災害対策本部、消防応援活動調整本部及び各指揮本部は、「和歌山県下消防広域応援基本計画」に基づき調整された県内消防応援の態勢を把握する。

エ 前述の要員が、災害対応に当たり、訓練に参加していない機関等との連絡・調整が必要な場合は訓練統制係に連絡する。

オ 消防応援活動調整本部又は統括指揮支援隊長は、災害の状況、各府県大隊等の編成、装備を考慮して、応援部隊の投入、配置を検討し、指揮本部等と協議の上、活動を指示する。この際、実動部隊の実行動とは連動させない。

(2) 実動連動訓練(3日12:00~4日11:30)

ア 図上訓練終了後、消防応援活動調整本部、各指揮本部及び指揮支援本部は、実行動する各府県大隊等の参集状況、投入先、配置を速やかに把握する。

イ 消防応援活動調整本部、各指揮本部及び指揮支援本部は、各府県大隊長等から災害現場の地点情報、災害状況等を動画や写真で送付させる等、画像伝送装置、緊急消防援助隊動態情報システムを有効に活用し、情報共有に努める。

ウ 消防応援活動調整本部及び各指揮本部は、災害状況に応じて、指揮支援隊を災害現場へ派遣する等、緊急消防援助隊として、一体的な活動を実施する。

エ 指揮支援本部長は、一つの現場に投入された複数の府県大隊を統括する府県大隊長を指名する。また、長時間活動時には、府県大隊の入れ替えや部隊の入れ替えを考慮する。

オ 訓練想定を終了は、各訓練会場の訓練統制者の指示によるものとする。



## 航空指揮本部及び航空指揮支援本部運営訓練要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

航空指揮本部を中心とした航空部隊運用訓練を実施し、受援力の強化並びに航空指揮支援隊及び管轄消防本部との連携活動能力の向上を図る。また、和歌山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定める初動活動をはじめとする受援体制の確立、航空指揮本部及び航空指揮支援本部を中心とした効率的な部隊運用等について、計画の実効性を検証する。

### 2 実施日時

令和5年11月3日（金） 9時00分～17時00分

### 3 実施場所

- (1) 和歌山県防災航空センター（西牟婁郡白浜町 3031 番地 56）  
【N33°39'42" E135°21'43"】
- (2) コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷 2362 番地 18）  
【N34°16'53" E135°05'37"】

### 4 参加機関

- (1) 航空指揮本部  
和歌山県防災航空隊
- (2) 航空指揮支援本部  
滋賀県防災航空隊（ヘリベース）  
三重県防災航空隊（フォワードベース）
- (3) 管轄消防本部  
白浜町消防本部

### 5 実施内容

和歌山県防災航空センターに航空指揮本部、南紀白浜空港に航空小隊の活動拠点であるヘリベースを設置し、航空機を用いた消防活動の指揮を執る。また、管轄消防本部と連携した訓練を行う。

航空指揮支援本部長はヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理する。

- (1) 図上訓練  
消防応援活動調整本部、航空運用調整班及び各消防本部と連携した訓練とする。

- ア 初動対応、情報収集活動
- イ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
- ウ 航空指揮本部・航空指揮支援本部の設置
- エ 安全運航に関する事項
- オ 航空小隊の活動調整
- カ 活動拠点ヘリベースの運営
- キ 燃料補給体制の調整
- ク 消防応援活動調整本部、航空運用調整班との連絡調整
- ケ 航空小隊の活動に係る記録

- (2) 部隊運用訓練

受入れ体制が完了した状況から訓練を開始し、部隊参集訓練、航空小隊への任務付与から活動報告までを実施する。また、航空指揮支援本部の設定、航空指揮支援隊長の指名についても完了していることとする。

- ア ヘリベース及びフォワードベースの運営
- イ 部隊参集対応
- ウ 航空小隊への任務付与、部隊運用

## エ 航空小隊の活動に係る記録

### 6 時間進行

(1) 訓練の進行時間は、実時間で進行する。

(2) 訓練フェーズ

ア 訓練フェーズ 8時00分～11時30分

各本部や統括指揮支援隊長は、付与された情報をもとに部隊投入や配置を検討、指揮本部や指揮支援本部との情報共有及び初動対応を実施する。

なお、航空機を用いた情報収集訓練及び指揮支援隊輸送訓練は、実動訓練となるため、その際は訓練コントローラーの指示に従うこととする。

イ 訓練フェーズ 11時30分～1日目訓練終了まで

訓練事務局が計画した部隊配置等により訓練を開始し、以後は実動訓練と連動した訓練を展開する。

### 7 共通事項

(1) 航空指揮本部等の任務等については、「和歌山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」のとおりとする。

(2) 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第26条に基づき、指揮支援部隊長は活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部を設置し、航空指揮支援本部長を指名すること。

(3) ヘリコプター動態管理システムを有効に活用した情報共有を実施すること。

(4) 任務付与時は、飛行経路、航空機相互間の間隔、待機空域の指定、無線統制等の安全運航に関する情報を提供すること。

(5) 和歌山県防災航空隊は、航空部隊等の執務、待機等の体制を整備する。

## 指揮支援部隊輸送訓練実施要領（訓練N . . .）

### 1 主眼

- (1) 和歌山県防災航空隊と応援航空部隊間の情報共有及び連絡体制の確立
- (2) 消防応援活動調整本部への統括指揮支援隊（長）輸送航空小隊の受け入れ体制の確認
- (3) 各指揮本部への指揮支援隊（長）輸送航空小隊の受け入れ体制の確認

### 2 実施日時

令和5年11月3日（金） 9：00から消防応援活動調整本部及び各指揮本部到着まで

### 3 実施場所

#### (1) 統括指揮支援隊（長）輸送訓練

和歌山県庁南別館屋上ヘリポート（和歌山市湊通丁北1丁目2-1）

【N34°13'27" E135°10'06"】

#### (2) 指揮支援隊（長）輸送訓練

和歌山県庁南別館屋上ヘリポート（和歌山市湊通丁北1丁目2-1）

【N34°13'27" E135°10'06"】

### 4 参加機関

- (1) 大阪市消防航空隊
- (2) 京都市消防航空隊
- (3) 神戸市航空機動隊（兵庫県消防防災航空隊）

### 5 実施内容

#### (1) 情報連絡訓練

航空指揮本部は、総務省消防庁広域応援室とヘリコプター動態管理システムのグループ化について調整し、同システムを活用した「目的地の登録・送信」などの情報提供を行う。

#### (2) 地上安全管理

地上安全管理を実施する機関が事前に定める航空機着陸対応方法に基づき実施する。

### 6 その他

- (1) 活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 訓練実施中は、訓練スタッフの指示に従うものとする。
- (3) 天候不良等のためヘリにて輸送できない場合、指揮支援隊長等は車両によりそれぞれの指揮本部に現地入りする。  
航空機による指揮支援隊輸送訓練の中止の判断は、「航空部門実施計画 15 航空部隊訓練の中止」のとおりとする。
- (4) 参加航空隊は、最終飛行決心を次の機関に連絡すること。  
和歌山指令センター  
和歌山県防災航空センター

7 訓練現場図



拡大図 (写真)



## 陸上部隊参集訓練実施要領（訓練N . . .）

### 1 主眼

- (1) 統合機動部隊による初動情報収集活動
- (2) 迅速出動（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱別表A - 1区分 . . .）する緊急消防援助隊各部隊の受け入れに伴う受援力の強化
- (3) 出動の求め又は指示を受けた各隊が、指定された進出拠点に向け迅速に出動することができる体制の構築及び受援力の強化
- (4) 統合機動部隊と府県大隊の情報共有体制の構築
- (5) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した指示、情報共有及び連絡体制の強化

### 2 実施日時

令和5年11月3日（金）各府県各部隊の出動から進出拠点到着まで

### 3 実施場所（進出拠点）

各部隊の進出拠点は訓練当日に消防応援活動調整本部で決定し、緊急消防援助隊動態情報システム等を活用し情報共有及び連絡体制の強化を図る。

- (1) 和歌山県庁南別館（和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2 - 1）
- (2) 和歌山市消防局（和歌山県和歌山市八番丁12番地）
- (3) 海南市消防本部（和歌山県海南市日方1294番地13）
- (4) 有田市消防本部（和歌山県有田市箕島47番地）
- (5) ホームプラザナフコ和歌山北インター店（和歌山県和歌山市直川401番地1）
- (6) 和歌山市消防活動センター（和歌山県和歌山市森小手穂49番地1）
- (7) ふるさとの川総合公園（和歌山県有田市宮原町滝川原）
- (8) 近畿大学生物理工学部（和歌山県紀の川市西三谷930番地）
- (9) 和歌山下津港本港区内（和歌山市湊1334番地先）

### 4 参加機関

- (1) 指揮支援部隊
  - ア 大阪市消防局（統括指揮支援隊）
  - イ 京都市消防局（指揮支援隊）
  - ウ 神戸市消防局（指揮支援隊）
  - エ 堺市消防局（指揮支援隊）
- (2) 統合機動部隊
  - ア 三重県統合機動部隊
  - イ 京都府統合機動部隊
  - ウ 大阪府統合機動部隊
  - エ 奈良県統合機動部隊
- (3) 府県大隊
  - ア 福井県大隊
  - イ 三重県大隊
  - ウ 滋賀県大隊

- エ 京都府大隊
- オ 大阪府大隊
- カ 兵庫県大隊
- キ 奈良県大隊
- ク 徳島県大隊

(4) その他の部隊

- ア NBC災害即応部隊
  - (ア) 堺市消防局
  - (イ) 奈良県広域消防組合消防本部
- イ エネルギー・産業基盤災害即応部隊
  - (ア) 堺市消防局
  - (イ) 兵庫県

(5) 和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく県内応援隊

5 実施内容

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

(ア) 空路による進出

自所属の航空機により出動し、和歌山県庁南別館屋上のヘリポートに着陸後、同建物内に設置の消防応援活動調整本部に到着する。

(イ) 陸路による進出

自所属の車両により出動し、和歌山県庁南別館内に設置の消防応援活動調整本部に到着する。

イ 指揮支援隊

(ア) 空路による進出

自所属の航空機により出動し、和歌山県庁南別館屋上のヘリポートに着陸後、指定する消防本部(局)の車両にて、訓練被災地消防本部(局)に到着する。

(イ) 陸路による進出

自所属の車両により出動し、指定する訓練被災地消防本部(局)に到着する。

(2) 統合機動部隊

ア 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」別表2に定める第1出動都道府県大隊である三重県、京都府、大阪府、奈良県の統合機動部隊は、各府県応援等実施計画等に定める集結場所に集結し、指定された進出拠点へ出動する。

なお、統合機動部隊の出動先(進出拠点を兼ねる)については、次に示す場所とする。

部隊名	指定進出経路	出動先(進出拠点)
三重県統合機動部隊	京奈和自動車道	近畿大学生物理工学部敷地内
京都府統合機動部隊	阪和自動車道	ホームプラザナフコ和歌山北インター店
大阪府統合機動部隊	阪和自動車道	和歌山市消防活動センター
奈良県統合機動部隊	京奈和自動車道	近畿大学生物理工学部敷地内

本訓練想定は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定する迅速出動区分別表A 1区分2に該当する想定であるが、同要綱第34条に規定する出動先(震央管轄

消防本部の庁舎)については、一般道路の混雑を回避するため使用しないこととし、上記の場所を出動先として指定する。

- イ 統合機動部隊のPA又はSAの指定通過時刻及び参集目安時刻等は別に定める。
- ウ 消防応援活動調整本部及び指揮支援部隊との連絡については、緊急消防援助隊動態情報システム及び訓練当日に示す電話番号を使用するものとする。
- エ 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第21条及び第22条に基づく報告事項及び連絡事項の伝達については、緊急消防援助隊動態情報システム及び各隊が保有する専用携帯電話にて行うこととする。
- オ 集結場所出発後、緊急消防援助隊動態情報システムにて、消防応援活動調整本部宛て必要事項(現在地、部隊数、隊員数、進出経路、進出拠点到着予定時刻等)を適宜報告し、情報共有を図ること。
- カ 指定された場所に到着後、各統合機動部隊指揮隊のみ進出拠点責任者のもとに向かい、必要事項を記載した参集受付簿(別添)を提出すること。
- キ 各統合機動部隊指揮隊は訓練スタッフ(進出拠点責任者)に自部隊の到着報告を行い、活動指示(活動指示書の手交)及び説明を受けること。
- ク 進出拠点の出発時刻は別に定めることとし、訓練スタッフの指示に従うこと。

### (3) 府県大隊

- ア 各府県大隊長は、各府県応援等実施計画に定める集結場所に各府県大隊を集結させた後、指定された進出拠点へ出動する。

なお、府県大隊の進出拠点については、次に示す場所とする。

隊名	指定進出経路	参集先
福井県大隊	阪和自動車道	ホームプラザナフコ和歌山北インター店
三重県大隊	京奈和自動車道	近畿大学生物理工学部敷地内
滋賀県大隊	阪和自動車道	ホームプラザナフコ和歌山北インター店
京都府大隊	阪和自動車道	ホームプラザナフコ和歌山北インター店
大阪府大隊	阪和自動車道	和歌山市消防活動センター
兵庫県大隊	阪和自動車道	和歌山市消防活動センター
奈良県大隊	京奈和自動車道	近畿大学生物理工学部敷地内
徳島県大隊	紀伊水道	和歌山下津港本港区内

徳島県大隊については、民間フェリー(南海フェリー)を使用し部隊移動を行うこととし、「民間フェリーを活用した部隊輸送マニュアルを活用すること。

- イ 府県大隊のPA又はSAの指定通過時刻及び参集目安時刻等は別に定める。
- ウ 消防応援活動調整本部及び指揮支援部隊との連絡については、緊急消防援助隊動態情報システム及び訓練当日に示す電話番号を使用するものとする。
- エ 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第21条及び第22条に基づく報告事項及び連絡事項の伝達については、緊急消防援助隊動態情報システム及び各隊が保有する専用携帯電話にて行うこととする。
- オ 集結場所出発後、緊急消防援助隊動態情報システムにて、消防応援活動調整本部宛て必要事項(現在地、部隊数、隊員数、進出経路、進出拠点到着予定時刻等)を適宜報告し、情報共有を図ること。
- カ 指定された場所に到着後、各府県大隊指揮隊のみ進出拠点責任者のもとに向かい、必要事項を記載した参集受付簿(別添)を提出すること。

キ 各府県大隊指揮隊は訓練スタッフ（進出拠点責任者）に自部隊の到着報告を行い、活動指示（活動指示書の手交）及び説明を受けること。

ク 進出拠点の出発時刻は別に定めることとし、訓練スタッフの指示に従うこと。

(4) その他の部隊

ア N B C 災害即応部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊として要請された部隊は部隊を編成し、指定された進出拠点へ出動する。

なお、各部隊の進出拠点については、次に示す場所とする。

部隊名	本部名	指定進出経路	参集先
N B C 災害即応部隊	堺市消防局	阪和自動車道	ふるさとの川総合公園
	奈良県広域消防組合消防本部	阪和自動車道	ふるさとの川総合公園
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	堺市消防局	阪和自動車道	ふるさとの川総合公園
	神戸市消防局	阪和自動車道	ふるさとの川総合公園

イ N B C 災害即応部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊の P A 又は S A の指定通過時刻及び参集目安時刻等は別に定める。

ウ 消防応援活動調整本部及び指揮支援部隊との連絡については、緊急消防援助隊動態情報システム及び訓練当日に示す電話番号を使用するものとする。

エ 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第 2 1 条及び第 2 2 条に基づく報告事項及び連絡事項の伝達については、緊急消防援助隊動態情報システム及び各隊が保有する専用携帯電話にて行うこととする。

オ 集結場所出発後、緊急消防援助隊動態情報システムにて、消防応援活動調整本部宛て必要事項（現在地、部隊数、隊員数、進出経路、進出拠点到着予定時刻等）を適宜報告し、情報共有を図ること。

カ 指定された場所に到着後、各部隊指揮隊のみ進出拠点責任者のもとに向かい、必要事項を記載した参集受付簿（別添）を提出すること。

キ 各部隊の指揮隊は訓練スタッフ（進出拠点責任者）に自部隊の到着報告を行い、活動指示（活動指示書の手交）及び説明を受けること。

ク 進出拠点の出発時刻は別に定めることとし、訓練スタッフの指示に従うこと。

(5) 県内広域応援部隊

別に定める実施要領に基づき参集することとする。

6 その他

(1) 指定進出経路について

本訓練の実施に際し、和歌山県に至る進出経路の検証（多様な経路を使用した進出）を行うため、参加府県については指定された経路を走行し進出すること。

(2) P A 又は S A における注意事項について

和歌山県北部に至る主要道路（高速道路及び高規格幹線道路）は阪和自動車道及び京奈和自動車道と限られており、各参加隊が直近の P A（かつらぎ西 P A）又は S A（紀ノ川 S A）に滞留すると相当の混雑が見込まれる。

このため、各参加隊においては、別に定めるこれらの P A 又は S A の指定通時刻に留意し、時間調整しながら進出することとし、当該 P A 又は S A に立ち入らないようにすること。ただし、進出状況により、おおむね 20 分以上の時間調整が必要となった場合はこの限りでは



ない。

(3) 参集目安時間について

別に定める進出拠点への参集目安時間については、道路の渋滞緩和を目的として設定したものであるため、各府県統合機動部隊、各府県大隊及びその他の各部隊は参集目安時間に指定された場所に到着した後も出勤途上としてみなすものとする。

その後の詳細な状況説明等については、進出拠点に配置の訓練スタッフの現示に従うこととする。

(4) 出勤途上における緊急消防援助隊動態情報システムの入力について

本訓練は図上訓練と実動訓練を連動させずに実施することとしており、使用する緊急消防援助隊動態情報システムについては図上訓練と実動訓練を別々で管理するため、各府県統合機動部隊、各府県大隊及びその他の各部隊は、同システムの表示災害名で「令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練(実動)」(仮称)を選択し、訓練開始(集結場所出発～)から必要事項を入力すること。

## 航空指揮支援隊・航空小隊参集訓練実施要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

- (1) 和歌山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に基づいた円滑な部隊受け入れ体制の確立
- (2) ヘリコプター動態管理システム等を活用した効果的な情報提供及び共有の実施
- (3) 部隊参集にかかる受援、応援体制の確認及び検証

### 2 実施日時

令和5年11月3日(金) 9時00分～17時00分

### 3 実施場所

- (1) 南紀白浜空港(西牟婁郡白浜町 2926 番地)  
【N33°39'42" E135°21'47"】
- (2) コスモパーク加太防災ヘリポート(和歌山市加太字炭谷 2362 番地 18)  
【N34°16'53" E135°05'37"】

### 4 参加機関

- (1) 航空指揮支援隊
  - ア 滋賀県防災航空隊(ヘリベース)
  - イ 三重県防災航空隊(フォワードベース)
- (2) 航空小隊
  - ア 京都市消防航空隊
  - イ 兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊
  - ウ 福井県防災航空隊
  - エ 奈良県防災航空隊
  - オ 徳島県消防防災航空隊

### 5 機関別参集時間

- (1) 航空指揮支援隊参集時間  
滋賀県防災航空隊は活動拠点ヘリベース(南紀白浜空港)に、三重県防災航空隊はフォワードベース(コスモパーク加太防災ヘリポート)に、各航空隊車両により陸路で11月3日(金)9時00分までに参集すること。参集経路、携行資器材は各航空隊の判断による。

- (2) 航空小隊別参集時間  
各航空小隊は、各航空機により空路にて活動拠点ヘリベース(南紀白浜空港)へ下記に示す時間に参集する。

11月3日(金)

参集時間	航空小隊
11時00分～11時30分	徳島県消防防災航空隊
11時30分～12時00分	福井県防災航空隊
12時00分～12時30分	奈良県防災航空隊
13時00分～13時30分	京都市消防航空隊
13時30分～14時00分	兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊

### 6 実施内容

- (1) 情報連絡訓練  
航空指揮本部は、総務省消防庁広域応援室航空企画係とヘリコプター動態管理システ

ムのグループ化について調整し、同システムを活用した「目的地の登録・送信」などの情報提供を行う。

(2) 参集報告

ア ヘリベース指揮者は、航空部隊が活動拠点ヘリベースに到着した後、航空部隊受援計画「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表(様式3)」により受け入れを行うこと。

イ 航空小隊長は、活動拠点ヘリベース到着後、ヘリベース指揮者に対して参集完了報告を行うこと。

(3) 活動拠点ヘリベース運営訓練

ア 活動拠点ヘリベースの受入れ体制

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練航空部門実施計画 12 共通事項

(5) 活動拠点ヘリベースの受入れ体制のとおり。

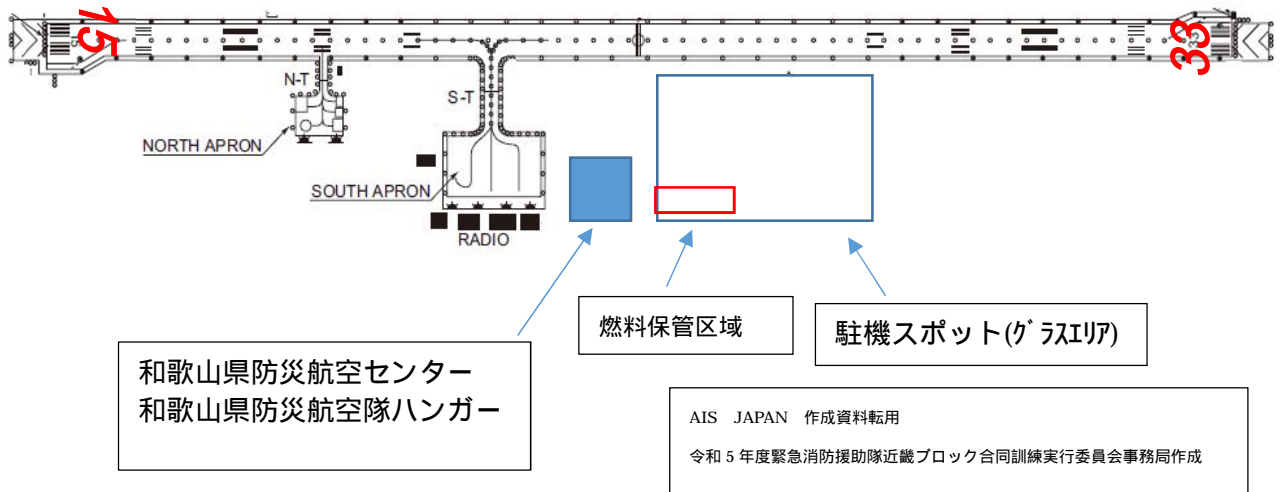
イ 航空燃料の補給については、ヘリベースに200 金属製容器(ドラム缶)を仮貯蔵する(航空燃料の搬入業者はマイナミ空港サービス)。給油取扱は各駐機スポットで行う。

ウ 活動拠点ヘリベース及び駐機スポットのレイアウトは別図1・2のとおり。

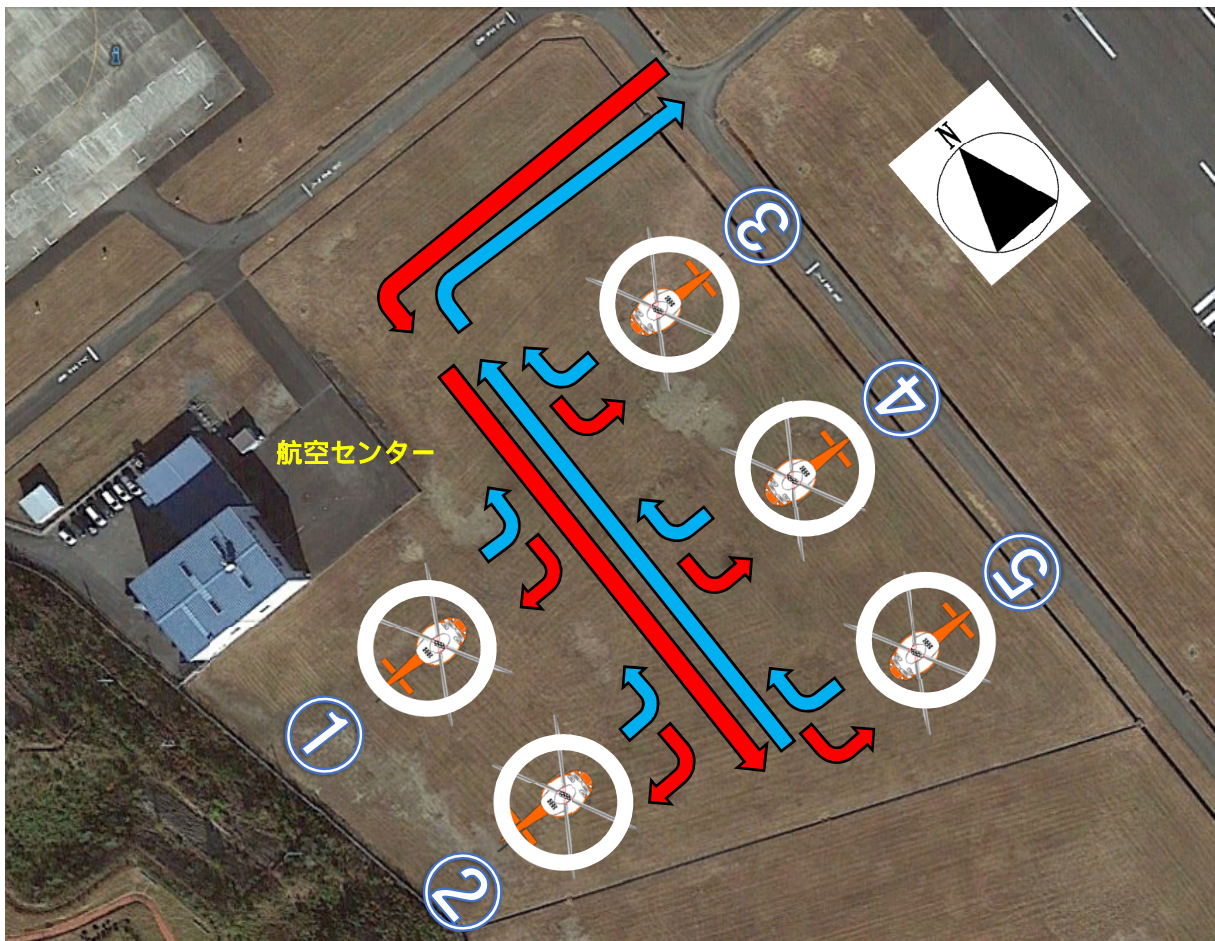
7 その他

各航空小隊は、参集後の燃料給油を1時間半程度の活動が可能な燃料を機体に積載しておくこと。

別図1 (南紀白浜空港)



別図2 (ヘリベース)



## 県内広域応援部隊実動訓練実施要領（訓練N . . .）

### 1 主眼

- （1）和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく、県内広域応援部隊（以下、「県内応援隊」という。）による現場活動の実施及び検証
- （2）県内応援隊の指揮命令系統の検証
- （3）県内応援隊と緊急消防援助隊各府県大隊等（以下、「府県大隊等」という。）との活動連携強化及び指揮命令系統の検証

### 2 想定

地震の影響で、和歌山市において、複数の災害により多数の負傷者が発生している。被害のない紀南ブロックの各消防本部に対し、和歌山市から応援要請があったもの。

### 3 実施日時

令和5年11月3日（金） 活動隊到着～18：00

### 4 実施場所

- （1）進出拠点  
和歌山市北消防署（和歌山市狐島645番地の3）
- （2）実動訓練会場  
和歌山県消防学校及びその周辺地（和歌山市加太2362番地19）

### 5 参加機関

和歌山県内消防本部（紀南ブロック消防本部）

### 6 実施内容

- （1）指揮本部と県内応援隊との活動調整
- （2）県内応援隊間による連携活動
- （3）府県大隊等と県内応援隊間による連携活動

### 7 活動要領

- （1）県内応援隊は、8時30分に印南サービスエリアに集結し、指定した進出拠点に向けて移動すること。
- （2）進出拠点において交付する指示書に従い活動場所に移動し、災害現場における救出救助活動、情報収集活動等を行うこと。
- （3）県内応援隊指揮隊長は、現場の状況を把握し、指揮本部に府県大隊等の応援の可否を報告すること。
- （4）県内応援隊指揮隊長は、後着した府県大隊等に災害現場の情報を提供すること。
- （5）県内応援隊及び府県大隊等は、活動範囲及び活動方針を共有し、現場活動を行うこと。

## 受援支援訓練実施要領（訓練N . . .）

### 1 主眼

- (1) 和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく県内応援部隊の受援支援活動の実施及び検証
- (2) 受援支援活動に係る指揮命令系統の検証

### 2 想定

地震の影響で、和歌山市内、海南市内及び有田市内において、複数の災害により多数の負傷者が発生している。

紀北ブロック及び紀中ブロックで被害が発生していない各消防本部に対し、被災市町村から応援要請があったもの。

### 3 実施日時

- (1) 令和5年11月3日（金） 10：00～

### 4 実施場所

#### (1) 実動訓練会場

- ア 和歌山県消防学校及びその周辺地（和歌山市加太2362番地19）
- イ 関西電力株式会社海南火力発電所跡地（海南市船尾字中浜260番地96）
- ウ ENEOS株式会社和歌山製油所（有田市初島町浜1000番地）

#### (2) 後方支援訓練会場

- ア サンヨーホームズ株式会社所有地（和歌山市梅原579番地1）
- イ 近畿大学生物理工学部（紀の川市西三谷930番地）
- ウ 和歌山市消防活動センター（和歌山市森小手穂49番地1）
- エ 海草振興局建設部（和歌山市森小手穂227番地）

#### (3) 進出拠点

- ア 和歌山市消防局（和歌山市八番丁12番地）
- イ 海南市消防本部（海南市日方1294番地13）
- ウ 有田市消防本部（有田市箕島47番地）

### 5 参加機関

県内消防本部（被災地消防本部を除く紀北ブロック消防本部及び紀中ブロック消防本部）  
紀南ブロック消防本部については災害現場での活動部隊として参加

### 6 実施内容

- (1) 指揮本部と県内受援支援消防本部との活動調整
- (2) 県内受援支援消防本部間の連携活動
- (3) 緊急消防援助隊応援隊と県内受援支援消防本部間の連携活動  
（車両誘導、資機材提供、各種活動に係るオーダー等）

### 7 活動要領

#### (1) 受援側

- ア 被災地管轄消防本部は、緊急消防援助隊の受入が決定し指揮本部を設置した後に、自所

属だけでは受入体制をとることが困難であると判断した場合は、和歌山県下消防広域相互応援協定に基づき県下消防本部に受援支援に係る応援要請を行うこと。

イ 要請を受けた消防本部（以下、「受援支援消防本部」という。）は、要請を受けた消防本部に出向し、指揮本部から受援支援に係る具体的な指示（車両誘導、資機材の搬送等）を受け、指示事項に従い活動を行うこと。

ウ 指揮本部は、応援府県大隊長から活動に係る支援の要請を受けたときは、支援内容を詳細に聞き取り、検討した後、受援支援消防本部に対し受援支援活動を依頼（別添「受援支援依頼書」を参考に）し、受援支援消防本部は、指示事項に従い活動を行うこと。

エ 受援支援消防本部は、応援府県大隊の動向（進出状況、活動状況等）について、随時、指揮本部に確認を行い、把握すること。

オ 受援支援消防本部は、受援支援活動を行った後、活動状況を指揮本部に報告すること。

## （２）応援側

ア 応援府県大隊長は、進出途上及び活動中に支援が必要な事象が生じたときは、応援市町村の指揮本部に対し、支援の要請を行うこと。

イ 応援府県大隊長は、指揮本部から支援の可否の連絡を受け、可能であったならば現地の連絡、必要資器材等の具体的な内容の連絡等、指揮本部と連携を密にし、効率的に支援が受けられるよう努めること

## 航空部隊情報収集訓練実施要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

- (1) 和歌山県航空部隊受援・運用計画に基づき、初動対応として航空機3機による情報収集活動の実施と検証
- (2) 災害状況の早期把握及び関係機関との情報共有
- (3) 映像配信要領（LASCOM衛星配信含む）及び各機関での視聴要領の検証

### 2 実施日時

令和5年11月3日（金） 9時00分～14時00分

### 3 実施場所

- (1) メイン会場：和歌山市エリア【和歌山県消防学校周辺】（和歌山市加太）  
【 N34°16'44" E135°05'08" 】
- (2) メイン会場：海南市エリア【関西電力(株)海南火力発電所跡地】（海南市船尾）  
【 N34°09'08" E135°11'15" 】
- (3) サテライト会場：有田市エリア【ENEOS和歌山製油所】（有田市初島町）  
【 N34°06'24" E135°07'05" 】
- (4) その他【フォワードベース予定地、宿営予定地、道路交通網等】



### 4 参加機関

- (1) 和歌山県警察航空隊
- (2) 徳島県消防防災航空隊
- (3) 和歌山県防災航空隊

### 5 実施内容

下記の事項を重点的に情報収集し、映像配信及び音声アナウンスを実施する。

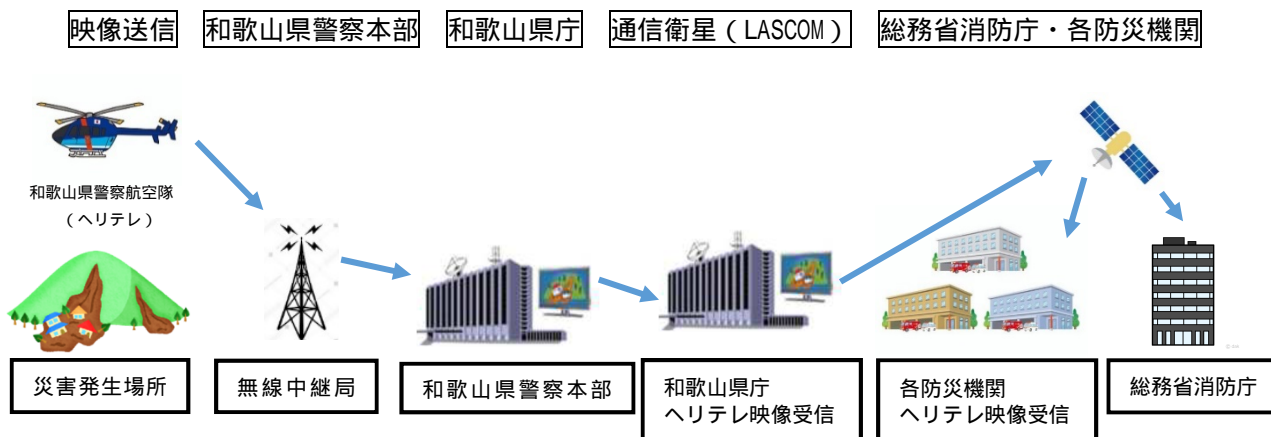
- (1) 孤立被害、要救助者の状況



- ( 2 ) 建物損壊状況、避難住民の動向
- ( 3 ) 建築物・港湾施設等の被害
- ( 4 ) 土砂崩れ、道路・鉄道等主要交通網の状況（被害状況、交通渋滞等）
- ( 5 ) 臨時離着陸場の状況（フォワードベース）
- ( 6 ) その他特異な状況

6 実施機関及び映像配信イメージ

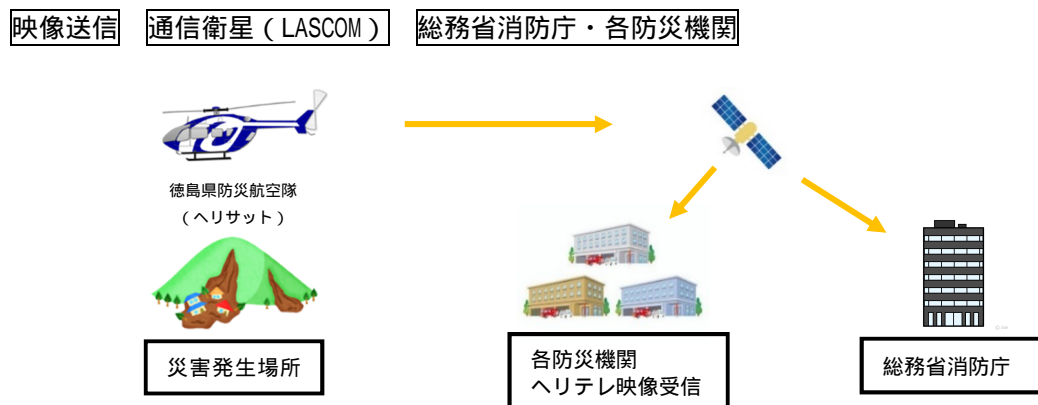
( 1 ) 和歌山県警察航空隊



( 2 ) 和歌山県防災航空隊  
運用周波数：Cチャンネル



( 3 ) 徳島県消防防災航空隊



## 7 情報収集地域と配信方法

実施隊	情報収集地域	配信方法
和歌山県警察航空隊	有田市～和歌山市～田辺市	LASCOMによる衛星映像配信チャンネル：1005ch 和歌山県総合防災情報システムによる映像配信 配信リスト：和歌山県警察航空隊 ライブ映像
徳島県消防防災航空隊	有田市～和歌山市	LASCOMによる衛星映像配信チャンネル：3ch 和歌山県総合防災情報システムによる映像配信 配信リスト：徳島県消防防災航空隊 ライブ映像
和歌山県防災航空隊	有田市～和歌山市～橋本市	LASCOMによる衛星映像配信チャンネル：1005ch 和歌山県総合防災情報システムによる映像配信 配信リスト：和歌山県防災航空隊 ライブ映像

## 8 視聴機関及び視聴方法

### (1) 和歌山県庁

ヘリコプターテレビ伝送システム及び LASCOM による衛星映像配信

### (2) 県下防災機関、航空指揮本部等

LASCOM による衛星映像配信 (1005ch/3ch) 又は和歌山県総合防災情報システム

## 9 飛行経路

別紙【飛行経路図】のとおり

## 10 留意事項

指揮支援部隊輸送航空小隊が、同日10時30分から11時30分の間、和歌山市上空を飛行し、和歌山県庁南別館屋上ヘリポートに着陸する。

## 11 その他

図上訓練との関係については、以下のとおり。

- (1) 本訓練は図上訓練と同時に実施し、機体搭乗員はヘリベース指揮者の指示により編成し活動する。
- (2) 和歌山県防災航空隊は、消防応援活動調整本部に被害状況を報告するとともに、実動部隊連絡員2名を和歌山県庁南別館屋上ヘリポートへ搬送する。
- (3) 各実動部隊は、情報収集活動中及び終了後にヘリベース指揮者に対し、被害状況等を報告する。
- (4) ヘリベース指揮者は、情報収集活動結果を取りまとめ、消防応援活動調整本部に報告する。

【飛行経路図】



和歌山県防災航空隊			和歌山県警察航空隊			徳島県消防防災航空隊		
時間	場所・経路		時間	場所・経路		時間	場所・経路	
9:25 ~	南紀白浜空港 離陸		11:00 ~	南紀白浜空港 離陸		12:40 ~	南紀白浜空港 離陸	
9:39 ~	日高町(紀伊日ノ御崎灯台) 1 ヘリテレ伝送開始		11:14 ~	日高町(紀伊日ノ御崎灯台) 1 ヘリテレ伝送開始		12:54 ~	日高町(紀伊日ノ御崎灯台) 1 ヘリテレ伝送開始	
9:49 ~	サテライト会場【有田市】上空通過		11:24 ~	サテライト会場【有田市】上空到着 (約5分間旋回)		13:04 ~	サテライト会場【有田市】上空到着 (約5分間旋回)	
9:53 ~	メイン会場【海南市】上空通過		11:33 ~	メイン会場【海南市】上空到着 (約5分間旋回)		13:13 ~	メイン会場【海南市】上空到着 (約5分間旋回)	
10:00 ~	県庁南別館屋上ヘリポート着陸 (実動部隊連絡員2名降機)		11:45 ~	メイン会場【和歌山市】上空到着 (約5分間旋回)		13:25 ~	メイン会場【和歌山市】上空到着 (約5分間旋回)	
10:03 ~	県庁南別館屋上ヘリポート離陸 ヘリテレ伝送再開		11:57 ~	【阪和自動車道】 府県境~南紀田辺 IC間		13:30	加太防災ヘリポート(FB)着陸	
10:08 ~	メイン会場【和歌山市】上空通過		12:30	南紀白浜空港 着陸				
10:12 ~	宿営予定地の上空通過 2							
10:16 ~	【京奈和自動車道】 和歌山 JCT~橋本東 IC間							
10:55	南紀白浜空港 着陸							

1 紀伊日ノ御崎灯台 【N33°52'55" E135°03'35"】

2 宿営予定地 サンヨーホームズ所有地 【N34°16'21" E135°08'28"】

近畿大学生物理工学部 【N34°16'58" E135°20'07"】

情報収集・共有・伝達訓練実施要領（訓練N . . .）

1 主眼

- ( 1 ) 情報収集航空小隊の早期投入による被害情報の把握及び映像送信
- ( 2 ) 情報収集活動用ドローンによる被害状況の把握及び映像送信
- ( 3 ) 通信支援小隊による（無線中継車、可搬型衛星地球局）現場映像送信による情報共有
- ( 4 ) 送信された映像を用いた活動調整及び部隊運用
- ( 5 ) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報共有

2 実施日時

令和5年11月3日（金） 活動隊到着～18：00

3 実施場所

- ( 1 ) 総務省消防庁
- ( 2 ) 和歌山県庁南別館（和歌山県災害対策本部、消防応援活動調整本部）
- ( 3 ) 訓練場所管轄消防本部（和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部）
- ( 4 ) 各訓練会場

4 参加機関

- ( 1 ) 総務省消防庁
- ( 2 ) 和歌山県
- ( 3 ) 和歌山県警察本部
- ( 4 ) 緊急消防援助隊統合機動部隊
- ( 5 ) 緊急消防援助隊府県大隊
- ( 6 ) 緊急消防援助隊各部隊
- ( 7 ) 訓練場所管轄消防本部（和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部）

5 実施内容

- ( 1 ) 航空小隊による情報収集
- ( 2 ) ヘリコプターテレビ伝送システム及びヘリサットを活用した上空映像送信
- ( 3 ) 情報収集活動用ドローンによる災害現場の全容把握及び映像送信
- ( 4 ) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報共有

6 地域衛星通信ネットワークによる映像送信要領

- ( 1 ) 地域衛星通信ネットワークによる映像送信時間は次のとおりとし、該当する航空小隊及び通信支援小隊は、割り当てられた時間帯に映像送信を行うものとする。

ヘリテレ又はヘリサット		
実施場所	映像伝送時間	L A S C O M 配信チャンネル
和歌山市エリア	9時30分～14時00分	1005ch / 3ch
海南市エリア	9時30分～14時00分	1005ch / 3ch
有田市エリア	9時30分～14時00分	1005ch / 3ch

無線中継車又は可搬型衛星基地局（V S A T）		
実施場所	映像伝送時間	L A S C O M 配信チャンネル
和歌山市エリア	1 3 時 0 0 分 ~ 1 4 時 0 0 分	4 c h
有田市エリア	1 4 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分	4 c h
海南市エリア	1 6 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分	4 c h

- ( 2 ) ヘリコプターテレビ電送システムによる映像伝送は、和歌山県庁（ヘリテレ周波数 C : 1 4 . 8 4 G H z ）を經由して地域衛星通信
- ( 3 ) 通信支援小隊等は、割り当てられた時間までに、資機材等の準備を行い、リモートU A T を実施しておくこと。
- ( 4 ) 和歌山県災害対策本部、消防応援活動調整本部、指揮本部、指揮支援本部及び後方支援本部は送信された映像を受信し、必要な情報を得るものとする。
- ( 5 ) 地域衛星通信ネットワークによる映像送信時は、原則として送信画面に次の情報を付加すること。
- ア 送信隊名（例）「 部隊 消防本部（局） 無線中継車」  
「 府県大隊 消防本部 可搬型衛星地球局」  
「 県防災ヘリコプター」
- イ 映像種別（例）「ライブ映像」「録画映像」

## 7 情報収集活動用ドローンによる情報収集及び映像送信要領

- ( 1 ) 情報収集活動用ドローンの飛行可能時間は次のとおりとし、情報収集活動用ドローンを運用する隊は、現場を指揮する府県大隊長等と協議し、飛行時間を調整の上、映像送信を行うものとする。

実施場所	飛行時間
和歌山市エリア	活動場所到着 ~ 1 2 時 4 5 分
海南市エリア	活動場所到着 ~ 1 2 時 4 0 分

- ( 2 ) 同一訓練会場内におけるドローンの同時飛行については、消防機関及び関係機関で綿密に調整し、事故防止等に努めること。
- ( 3 ) 情報収集活動用ドローン映像の情報共有方法は別に定める。

## 8 その他

- ( 1 ) 現場を指揮する府県大隊長は、映像送信の開始又は終了する場合において、その旨を担当する指揮支援本部に連絡すること。
- ( 2 ) ハイスペックドローン、デジタルカメラ、携帯電話等で撮影した静止画像は、必要に応じて緊急消防援助隊動態情報システムにアップロードすること。

## 大規模地震に係る各種救出救助訓練実施要領（訓練N . . .）

### < 和歌山市エリア >

#### 1 主眼

- ( 1 ) 統合機動部隊による初動情報収集活動
- ( 2 ) 統合機動部隊と府県大隊との情報共有
- ( 3 ) 消防機関と他機関の連携力の強化
- ( 4 ) 複数の府県大隊による活動における指揮命令系統の明確化及び意思統一
- ( 5 ) 重機等を活用した道路啓開等、効率的な活動導線の確保
- ( 6 ) 広範囲に及ぶ被災地域における活動場所の優先順位付け

#### 2 想定

地震の影響で、和歌山市内の加太地区において複数の災害により多数の負傷者が発生している。

#### 3 実施日時

- ( 1 ) 令和5年11月3日（金） 活動隊到着～18：00
- ( 2 ) 令和5年11月4日（土） 08：00～11：30

#### 4 実施場所

和歌山県消防学校及びその周辺地（和歌山市加太2362番地19）

#### 5 参加機関

- ( 1 ) 緊急消防援助隊統合機動部隊
- ( 2 ) 緊急消防援助隊府県大隊
- ( 3 ) 和歌山県内消防本部
- ( 4 ) 陸上自衛隊
- ( 5 ) 和歌山県警察本部

#### 6 実施内容

- ( 1 ) 被害状況の把握と情報伝達
- ( 2 ) 重機等を用いた道路啓開訓練
- ( 3 ) 各種救出救助訓練
- ( 4 ) 人員・資器材搬送訓練

#### 7 活動要領

- ( 1 ) 活動については「訓練全般に係る統一事項」（23～26頁）に定めるとおりとする。
- ( 2 ) 訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- ( 3 ) 救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関（医療機関）へ搬送することとし、「要救助者（傷病者）の対応統一事項」（27～29頁）に定めるとおり要救助者等を引き継ぐこと。

- ( 4 ) 訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関（医療機関）へ搬送し引き継いだ時点又は指揮支援本部等の指示によるものとする。
- ( 5 ) 後方支援活動訓練会場への移動については、訓練スタッフの指示後、各府県大隊長の指揮により移動するものとする。

## 大規模地震に係る各種救出救助訓練実施要領（訓練N . . .）

### < 海南市エリア >

#### 1 主眼

- ( 1 ) 統合機動部隊による初動情報収集活動
- ( 2 ) 統合機動部隊と府県大隊との情報共有
- ( 3 ) 消防機関と他機関との連携
- ( 4 ) 指揮支援隊長の管理及び府県大隊長の指揮の下での安全管理を徹底した活動の実施
- ( 5 ) 航空小隊との連携

#### 2 想定

地震の影響で海南市船尾地区において、複数の災害により多数の負傷者が発生している。

#### 3 実施日時

令和5年11月3日（金） 活動隊到着～18：00

#### 4 実施場所

関西電力株式会社海南火力発電所跡地（海南市船尾字中浜260番地96）

#### 5 参加機関

- ( 1 ) 緊急消防援助隊統合機動部隊
- ( 2 ) 緊急消防援助隊府県大隊
- ( 3 ) 和歌山県内消防本部
- ( 4 ) 防災航空隊

#### 6 実施内容

- ( 1 ) 被害状況の把握と情報伝達
- ( 2 ) 各種救出救助訓練
- ( 3 ) 防災ヘリによる救出救助訓練

#### 7 活動要領

- ( 1 ) 活動については「訓練全般に係る統一事項」（23～26頁）に定めるとおりとする。
- ( 2 ) 訓練実施中は、訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。  
特に、造作物等の破壊活動を行う場合は、訓練スタッフ要員及びコントローラーの指示に従うこと。
- ( 3 ) 活動の禁止区域及び可能区域、また進入口設定位置等が表示されている場合は、訓練スタッフが指示した事項を遵守すること。
- ( 4 ) 倒壊建物を模しているため、指定された場所以外の支点使用は禁止する。
- ( 5 ) 救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関（医療機関）へ搬送することとし、「要救助者（傷病者）の対応統一事項」（27～29頁）に定めるとおり要救



助者等を引き継ぐこと。

- ( 6 ) 訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関（医療機関）へ搬送し引き継いだ時点又は指揮支援本部等の指示によるものとする。
- ( 7 ) 航空機による傷病者の搬送又は、飛行時間を指揮支援本部に対して現示するので、当該飛行時間内において実施すること。
- ( 8 ) 後方支援活動訓練会場への移動については、訓練スタッフの指示後、各府県大隊長の指揮により移動するものとする。

## 大規模地震に係る石油タンク火災防ぎょ訓練実施要領（訓練N . . .）

### 1 主眼

- （１）エネルギー・産業基盤災害即応部隊、関係機関等及び県内応援部隊との連携力の強化
- （２）エネルギー・産業基盤災害即応部隊による石油コンビナートでの災害における火災防ぎょ技術の向上
- （３）受援支援能力の向上

### 2 想定

地震の影響により、和歌山県紀中にあるENEOS株式会社和歌山製油所において大規模な石油タンク火災が発生している。

### 3 実施日時

令和5年11月3日（金） 活動隊到着～15：30

### 4 実施場所

ENEOS株式会社和歌山製油所 和歌山県有田市初島町浜1000番地

### 5 参加機関

- （１）神戸市消防局エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- （２）堺市消防局エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- （３）県内応援部隊

### 6 実施内容

- （１）被害状況の把握と情報伝達
- （２）火災防ぎょ訓練

### 7 活動要領

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」（23～27頁）に定めるとおりとする。
- （２）現場はENEOS株式会社和歌山製油所内タンク#46付近とする。なお、各隊は必要に応じて連携し活動すること。
- （３）訓練実施にあたり、訓練スタッフ、訓練現示シート及び安全管理員の指示に従うこと。
- （４）場内の道路は低速（時速30km以下）で走行し、安全確認を徹底すること。
- （５）訓練の終了は指揮支援本部等の指示によるものとする。
- （６）エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動については即日完結とし、訓練終了後は自消防本部（局）に引き揚げることにする。

## 大規模地震に係る危険物漏洩訓練実施要領（訓練N . . .）

### 1 主眼

- （１）NBC災害即応部隊、関係機関等及び県内応援部隊との連携力の強化
- （２）NBC災害即応部隊による救出救助活動と並行しての危険物漏洩対応
- （３）受援支援能力の向上

### 2 想定

地震の影響により、和歌山県紀中にあるENEOS株式会社和歌山製油所において危険物が漏洩し負傷者が発生している。

### 3 実施日時

- （１）令和5年11月3日（金） 活動隊到着～17:00

### 4 実施場所

ENEOS株式会社和歌山製油所 和歌山県有田市初島町浜1000番地

### 5 参加機関

- （１）堺市消防局NBC災害即応部隊
- （２）奈良県広域消防組合消防本部NBC災害即応部隊
- （３）県内応援部隊

### 6 実施内容

- （１）被害状況の把握と情報伝達
- （２）救出救助訓練
- （３）危険物漏洩対応訓練

### 7 活動要領

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」（23～27頁）に定めるとおりとする。
- （２）訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- （３）場内の道路は低速（時速30km以下）で走行し、安全確認を徹底すること。
- （４）要救助者等の取り扱いについては、除染した後、設置された応急救護所等に搬送し、救急隊（訓練スタッフ）に引き継いだ時点で終了とする。
- （５）訓練の終了は、要救助者等全員を応急救護所等へ搬送し、救急隊（訓練スタッフ）引き継ぐ及び危険物漏洩措置が完了した時点をもって終了とする。
- （６）NBC災害即応部隊の活動については即日完結とし、訓練終了後は自消防本部（局）に引き揚げることにする。

## フォワードベース設置運営訓練・燃料補給訓練実施要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

被災地近傍の場外離着陸場にフォワードベースを設置し、航空指揮支援小隊を配置して安全で円滑な航空小隊の運用を図る。

### 2 実施日時

令和5年11月3日（金） 9時00分～17時00分

### 3 実施場所

コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷 2362 番地 18）  
【N34°16'53" E135°05'37"】

### 4 参加機関

- （1）三重県防災航空隊（航空指揮支援隊）
- （2）和歌山県防災航空隊

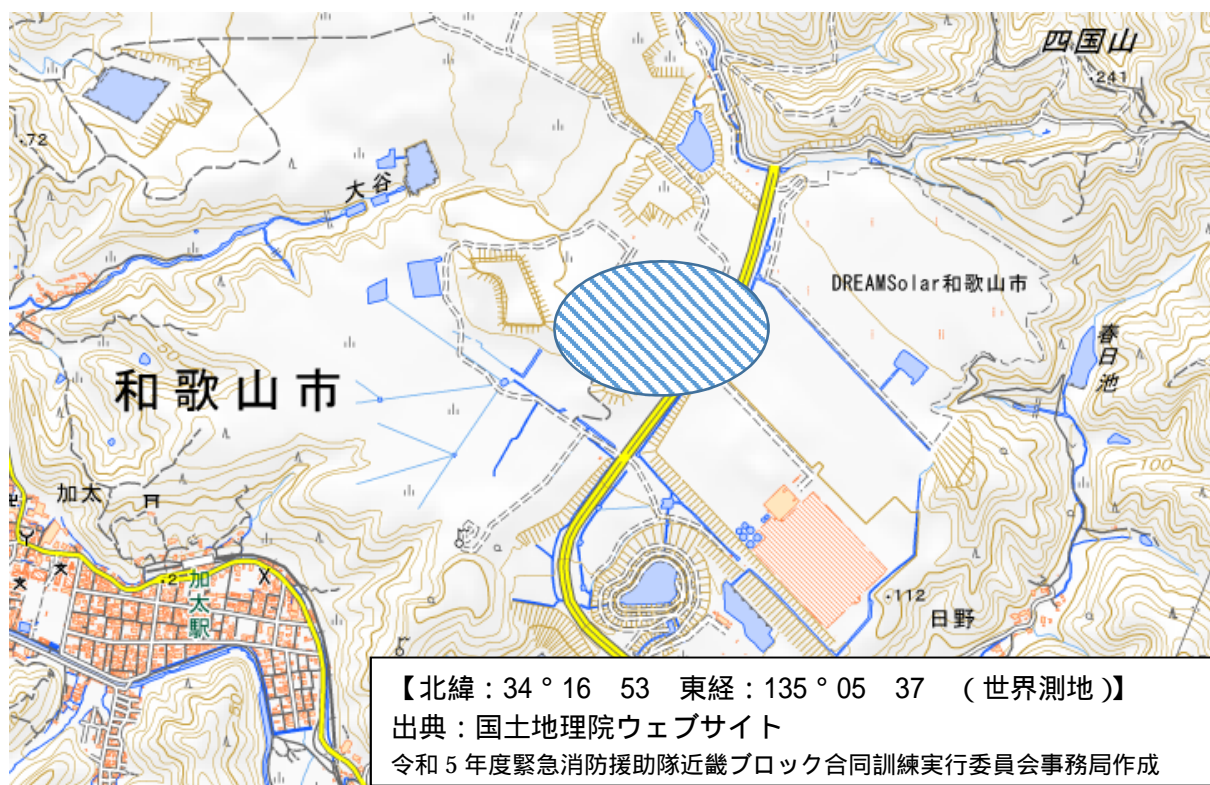
### 5 実施内容

- （1）三重県防災航空隊、和歌山県防災航空隊
  - ア 航空小隊等との調整を図るとともに、航空機の離着陸の統制及び安全管理を実施する。
  - イ フォワードベースにて燃料給油を実施する。
- （2）フォワードベースの受入れ体制
  - 令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練航空部門実施計画 12 共通事項（6）活動拠点フォワードベースの受入れ体制のとおりとする。
- （3）燃料給油
  - 航空燃料の補給については、令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練航空部門実施計画 12 共通事項（7）燃料給油体制及び電源車等のとおりとする。

### 6 共通事項

- （1）活動は「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （2）訓練時の無線交信等は、令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練航空部門実施計画 11 無線通信運用関係のとおりとする。

## 7 訓練現場図



拡大図(写真)



## 建物倒壊・橋梁倒壊多重事故現場航空部隊救出救助訓練実施要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

- (1) 関係機関との連携及び情報共有の向上
- (2) 地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

### 2 想定

大規模地震により中高層建物、住宅が座屈倒壊し、建物内及び瓦礫の下に多くの要救助者が取り残されている。また、橋梁が倒壊、通過中の列車が脱線、崩落した橋梁に巻き込まれた自動車や歩行者など多くの負傷者、要救助者が発生している。

### 3 実施日時

令和5年11月3日（金） 12時00分～17時00分

### 4 実施場所

- (1) 関西電力株式会社海南火力発電所跡地（海南省船尾字中浜 260 番地 96）  
【N34°09 08 E135°11 15】
- (2) コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷 2362 番地 18）  
【N34°16 53 E135°05 37】

### 5 参加機関

- (1) 徳島県消防防災航空隊
- (2) 兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊

### 6 実施内容

- (1) 情報収集訓練  
大規模地震に起因する複数の災害により多数の負傷者が発生、陸路による被害状況の把握は困難であるため、上空からの情報収集（ヘリテレ映像配信）を行う。
- (2) 救出救助訓練  
大規模地震に起因する災害で陸上部隊により救出された重症者をホイスト救出し、コスモパーク加太防災ヘリポート（仮想SCU）へ搬送する。

### 7 共通事項

- (1) 活動は「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 活動指示及び安全運航上必要な事項は、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び口頭により航空指揮本部にて付与する。
- (3) 訓練実施中は、訓練スタッフの指示に従うものとする。

## 8 訓練現場図



拡大図(写真)



## 大規模土砂崩落現場航空部隊救出救助訓練実施要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

- ( 1 ) 関係機関との連携及び情報共有の向上
- ( 2 ) 地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

### 2 想定

発生した大規模地震により山林の斜面が大規模に崩落、集落の一部と市道に土砂が流れ込み、建物及び通行車両が巻き込まれ、多数傷病者、要救助者が発生している。

### 3 実施日時

令和5年11月3日（金） 12時00分～17時00分

### 4 実施場所

- ( 1 ) 和歌山県消防学校及びその周辺地【和歌山市エリア】(和歌山市加太 2362 番地 19)  
【N34°16'44" E135°05'08"】
- ( 2 ) コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷 2362 番地 18）  
【N34°16'53" E135°05'37"】

### 5 参加機関

- ( 1 ) 徳島県消防防災航空隊
- ( 2 ) 福井県防災航空隊

### 6 実施内容

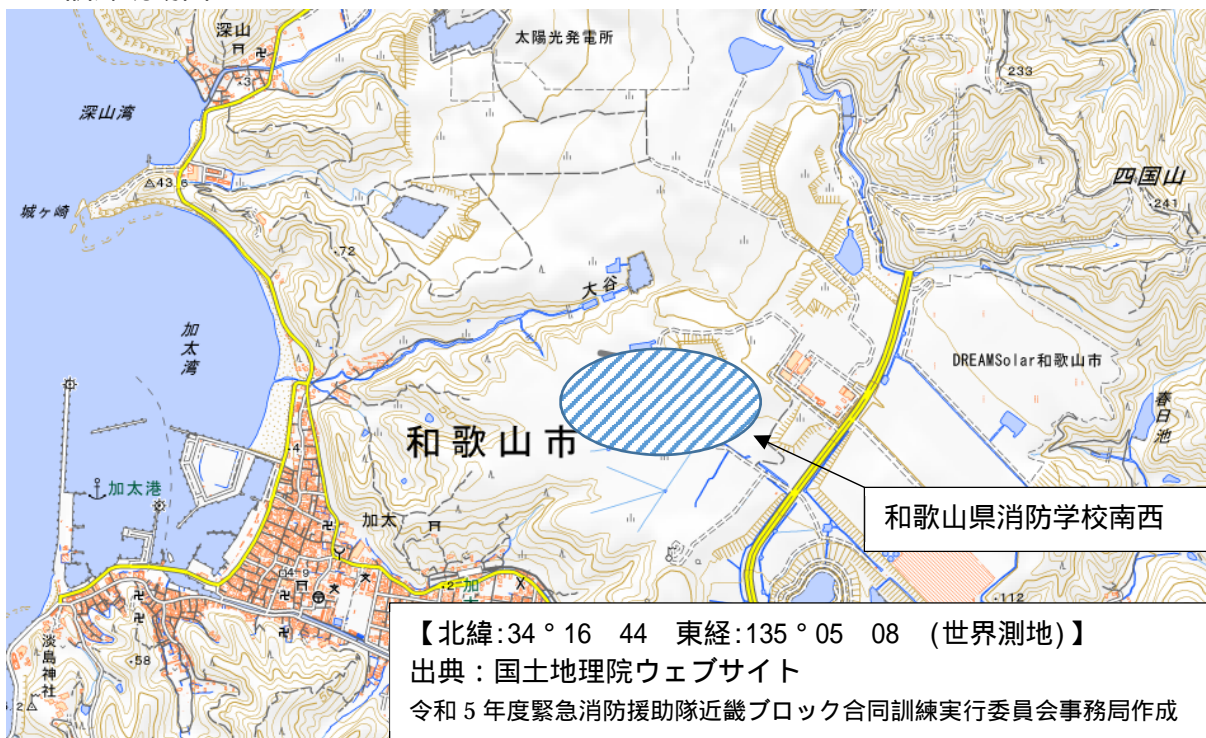
- ( 1 ) 情報収集訓練  
大規模地震に起因する複数の災害により多数の負傷者が発生、陸路による被害状況の把握は困難であるため、上空からの情報収集（ヘリテレ映像配信）を行う。
- ( 2 ) 孤立者救出訓練  
大規模地震に起因する土砂災害により発生した孤立者をホイスト救出し、コスモパーク加太防災ヘリポート（仮想SCU）へ搬送する。

### 7 共通事項

- ( 1 ) 活動は「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- ( 2 ) 活動指示及び安全運航上必要な事項は、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び口頭により航空指揮本部にて付与する。
- ( 3 ) 訓練実施中は、訓練スタッフの指示に従うものとする。
- ( 4 ) 訓練実施場所については、関西特別管制区があるため、高度に十分注意して飛行する。



## 8 訓練現場図



拡大図(写真)



## 高層建物航空部隊救出救助訓練実施要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

- ( 1 ) 関係機関との連携及び情報共有の向上
- ( 2 ) 地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

### 2 想定

地震の影響で海南市船尾地区において、複数の災害により多数の負傷者が発生しており、高層建物の屋上に逃げ遅れがいる。

### 3 実施日時

令和5年11月3日（金） 13時00分～17時00分

### 4 実施場所

- ( 1 ) 和歌山マリーナシティ内マンション  
ヴォラレ・デル・マーレ（和歌山市毛見 1508 番地）  
【N34°09 18.88 E135°10 50.17】
- ( 2 ) コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太炭谷 2362 番地 18）  
【N34°16 53 E135°05 37】

### 5 参加機関

奈良県防災航空隊

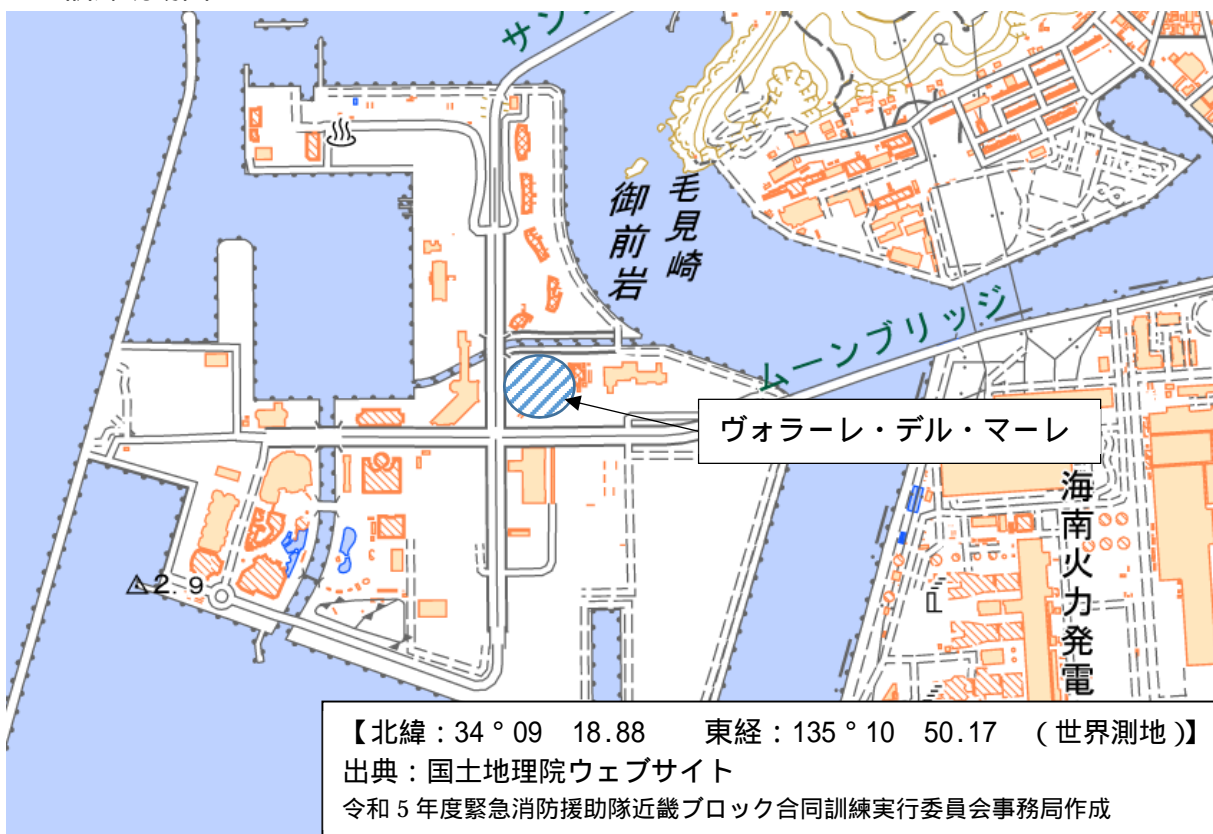
### 6 実施内容

倒壊した高層建物の屋上に逃げ遅れた要救助者をホイスト救出し、コスモパーク加太防災ヘリポート（仮想SCU）へ搬送する。

### 7 共通事項

- ( 1 ) 活動は「訓練全般に係る統一事項」の定めるとおりとする。
- ( 2 ) 活動指示及び安全運航上必要な事項は、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び口頭により航空指揮本部にて付与する。
- ( 3 ) 訓練実施中は、訓練スタッフの指示に従うものとする。

8 訓練現場図



## 傷病者搬送訓練実施要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

- (1) 関係機関との連携及び情報共有の向上
- (2) 和歌山県防災航空隊と応援航空部隊間の情報共有及び連絡体制の確立

### 2 実施日時

令和5年11月3日（金） 13時30分～17時00分

### 3 実施場所

- (1) マリーナシティ駐車場（和歌山市毛見 1535 番地 1）  
【N34°09'11" E135°10'59"】
- (2) コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷 2362 番地 18）  
【N34°16'53" E135°05'37"】

### 4 参加機関

京都市消防航空隊

### 5 実施内容

- (1) 海南市メイン会場 直近の場外離着陸場（マリーナシティ駐車場）に着陸、傷病者を機内収容しコスモパーク加太防災ヘリポート（仮想SCU）へ搬送する。

### 6 共通事項

- (1) 活動は「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 活動指示及び安全運航上必要な事項は、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び口頭により航空指揮本部にて付与する。
- (3) 訓練実施中は、訓練要員の指示に従うものとする。

### 7 訓練現場図



拡大図（写真）



傷病者搬送訓練飛行経路図



## 後方支援活動訓練実施要領（訓練NO. ）

### 1 主眼

- ( 1 ) 拠点機能形成車等の消防庁無償使用車両等を活用した府県隊ミーティング等の実施
- ( 2 ) 府県単位で共同した調理器具の使用及び食事メニューの統一等、一体的かつ効率的な後方支援活動の実施
- ( 3 ) 後方支援活動を通して、マニュアル等の作成または内容の検証を実施
- ( 4 ) 各府県大隊における自己完結能力の向上
- ( 5 ) 近畿ブロック各府県の後方支援体制について共有し、相互理解を深めることによる後方支援体制の更なる向上

### 2 実施日時

- 令和5年11月3日（金） 府県大隊後方支援中隊到着から
- 令和5年11月4日（土） 現場引揚まで

### 3 実施場所

- ( 1 ) サンヨーホームズ株式会社所有地（和歌山市梅原579番地1）
- ( 2 ) 近畿大学生物理工学部（紀の川市西三谷930番地）
- ( 3 ) 和歌山市消防活動センター（和歌山市森小手穂49番地1）
- ( 4 ) 海草振興局建設部（和歌山市森小手穂227番地）

### 4 参加機関

- 緊急消防援助隊各府県大隊

### 5 実施内容

- ( 1 ) 各府県大隊による活動エリアの調整
- ( 2 ) 宿営地の設営訓練及び事後検証
- ( 3 ) 活動ミーティング

### 6 その他

- ( 1 ) 「緊急消防援助隊における後方支援体制の一層の強化について（令和元年7月4日消防広第77号）」に記載された内容を踏まえ、緊急消防援助隊近畿ブロック各府県消防本部が後方支援中隊として訓練を実施する。
- ( 2 ) 各府県大隊後方支援中隊長の指揮のもと、設置場所及びレイアウト等を検討し、宿営地を設置すること。（夜間対応及び荒天時の想定を含む。）
- ( 3 ) 設置場所については、各府県大隊後方支援中隊長間で協議し、宿営エリアを決定す

- ること。（後着隊の宿営エリアも考慮すること。）
- ( 4 ) デコンタミネーションエリアを設け、汚染・感染予防を考慮した後方支援活動を徹底すること。
  - ( 5 ) 11月3日(金)22時30分から11月4日(度)5時00分までの間は、車両エンジン及び発電機等を停止すること。
  - ( 6 ) 訓練は、自己完結型とし、訓練に必要な資機材及び食糧等は各府県大隊で準備すること。
  - ( 7 ) 車両の駐車位置については、訓練スタッフの指示に従い駐車すること。
  - ( 8 ) 駐車中の消防車両及び訓練資機材の保守管理は各府県大隊で実施すること。
  - ( 9 ) 訓練で発生したゴミ等は、各府県大隊で必ず持ち帰ること。
  - ( 10 ) 訓練会場内の仮設トイレを使用する場合は清潔を保ち、汚れた場合は各自で清掃すること。

## 活動ミーティング訓練実施要領（訓練No.㉑）

### 1 主眼

- (1) 指揮支援部隊長、各指揮本部長、各指揮支援隊長、府県大隊長による、各被災地現場での緊急消防援助隊等の活動内容、活動結果及び問題点等の報告及び総務省消防庁による指示
- (2) 各被災地現場での活動報告結果に基づき、翌日の活動場所及び活動方針の決定
- (3) 各府県大隊間、中隊及び小隊間における活動の振り返りと、各会議結果の共有

### 2 実施日時

令和5年11月3日（金）

- (1) 作戦ミーティング：19時00分から21時00分まで（予定）
- (2) 各府県隊活動ミーティング：21時30分から22時30分まで（予定）

### 3 実施場所等

- (1) 作戦ミーティング：総務省消防庁、和歌山県庁、和歌山消防活動センター  
各会場においてWeb会議形式で実施
- (2) 各府県隊活動ミーティング：各後方支援活動訓練会場

### 4 参加機関及び実施場所

#### (1) 作戦ミーティング

- ア 総務省消防庁
- イ 指揮支援部隊（長）：和歌山県庁
- ウ 消防応援活動調整本部（長）：和歌山県庁
- エ 各指揮本部（長）：和歌山消防活動センター
- オ 各指揮支援隊（長）：和歌山消防活動センター
- カ 各府県大隊長（指揮隊）：和歌山市消防活動センター

#### (2) 各府県隊活動ミーティング

- ア 各府県大隊長（指揮隊）：後方支援活動訓練会場
- イ 各府県大隊長が指定する小隊長等：後方支援活動訓練会場

### 5 実施内容

#### (1) 作戦ミーティング

- ア 各会場でWeb会議形式により実施する。  
Web会議の方式については、消防応援活動調整本部が調整・決定し各会場と共有すること。
- イ 参加者は、開始時刻までに上記指定場所に赴き参加する。
- ウ 作戦ミーティングの内容については、消防応援活動調整本部員の進行のもと、府県大隊長からの活動報告、指揮本部長、指揮支援隊長からの報告、2日目の活動調整、指揮支援部隊長からの指示及び連絡、総務省消防庁からの連絡の順で行う。
- エ 府県大隊長から活動報告については、「緊急消防援助隊等の運用に関する要綱」第31



条に準じて実施するものとし、緊急消防援助隊動態情報管理システム（活動日報等）、災害活動記録、映像及び図面等を有効に活用し、被害状況や活動状況について報告するものとする。

府県大隊指揮隊は、活動終了後速やかに緊急消防援助隊動態情報管理システムの活動日報内の「活動内容」を入力すること。

オ 消防応援活動調整本部（長）、指揮本部（長）、指揮支援隊（長）は、指揮支援部隊長と協議し、翌日の活動調整を行うものとする。

（２）各府県活動ミーティング

ア 各府県が定める場所で開催する。

イ 参加する各府県大隊長及び各府県大隊長が指定する小隊長等は翌日の調整等を行う。

6 その他

（１）各ミーティングの報告事項については、端的に取りまとめ報告すること。

（２）各府県活動ミーティングは終了時間を考慮し実施すること。（２２時３０分終了厳守）

2日目

【 1 1 月 4 日 ( 土 ) 】

## 情報収集・共有・伝達訓練実施要領（訓練N .②）

### 1 主眼

- (1) 情報収集活動用ドローンによる被害状況の把握及び映像送信
- (2) 通信支援小隊による（無線中継車、可搬型衛星地球局）現場映像送信による情報共有
- (3) 送信された映像を用いた活動調整及び部隊運用
- (4) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報共有

### 2 実施日時

令和5年11月4日（土） 8：00～訓練終了

### 3 実施場所

- (1) 総務省消防庁
- (2) 和歌山県庁南別館（和歌山県災害対策本部、消防応援活動調整本部）
- (3) 訓練場所管轄消防本部（和歌山市消防局、海南市消防本部）
- (4) 各訓練会場

### 4 参加機関

- (1) 総務省消防庁
- (2) 和歌山県
- (3) 緊急消防援助隊統合機動部隊
- (4) 緊急消防援助隊府県大隊
- (5) 緊急消防援助隊各部隊
- (6) 訓練場所管轄消防本部（和歌山市消防局、海南市消防本部）

### 5 実施内容

- (1) 情報収集活動用ドローンによる災害現場の全容把握及び映像送信
- (2) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報共有

### 6 地域衛星通信ネットワークによる映像送信要領

- (1) 地域衛星通信ネットワークによる映像送信時間は次のとおりとし、通信支援小隊は割り当てられた時間帯に映像送信を行うものとする。

無線中継車又は可搬型衛星基地局（V S A T）		
実施場所	映像伝送時間	L A S C O M 配信チャンネル
和歌山市エリア	10時30分～11時30分	4 c h
海南市エリア	9時00分～10時00分	4 c h

- (2) ヘリコプターテレビ電送システムによる映像伝送は、和歌山県庁（ヘリテレ周波数 C：14.84GHz）を經由して地域衛星通信
- (3) 通信支援小隊等は、割り当てられた時間までに、資機材等の準備を行い、リモートU A Tを実施しておくこと。

- (4) 和歌山県災害対策本部、消防応援活動調整本部、指揮本部、指揮支援本部及び後方支援本部は送信された映像を受信し、必要な情報を得るものとする。
- (5) 地域衛星通信ネットワークによる映像送信時は、原則として送信画面に次の情報を付加すること。
  - ア 送信隊名(例)「 部隊 消防本部(局) 無線中継車」  
「 府県大隊 消防本部 可搬型衛星地球局」
  - イ 映像種別(例)「ライブ映像」「録画映像」

## 7 情報収集活動用ドローンによる情報収集及び映像送信要領

- (1) ドローンの飛行については、航空小隊の飛行との調整が必要となるため、現地指揮本部と航空運用調整班との調整により、飛行時間を決定し飛行すること。
- (2) 同一訓練会場内におけるドローンの同時飛行については、消防機関及び関係機関で綿密に調整し、事故防止等に努めること。
- (3) 情報収集活動用ドローン映像の情報共有方法は別に定める。

## 8 その他

- (1) 現場を指揮する府県大隊長は、映像送信の開始又は終了する場合において、その旨を担当する指揮支援本部に連絡すること。
- (2) ハイスペックドローン、デジタルカメラ、携帯電話等で撮影した静止画像は、必要に応じて緊急消防援助隊動態情報システムにアップロードすること。

## 大規模地震に係る各種救出救助訓練実施要領（訓練N . ㉓）

### < 海南市エリア >

#### 1 主眼

- ( 1 ) 統合機動部隊による初動情報収集活動
- ( 2 ) 統合機動部隊と府県大隊との情報共有
- ( 3 ) 消防機関と他機関との連携
- ( 4 ) 指揮支援隊長の管理及び府県大隊長の指揮の下での安全管理を徹底した活動の実施
- ( 5 ) 航空小隊との連携

#### 2 想定

地震の影響で海南市船尾地区において、複数の災害により多数の負傷者が発生している。

#### 3 実施日時

令和5年11月4日（土） 8：00～11：00

#### 4 実施場所

関西電力株式会社海南火力発電所跡地 和歌山県海南市船尾字中浜260番地96

#### 5 参加機関

- ( 1 ) 緊急消防援助隊統合機動部隊
- ( 2 ) 緊急消防援助隊府県大隊
- ( 3 ) 和歌山県内消防本部
- ( 4 ) 陸上自衛隊
- ( 5 ) 和歌山県警察本部
- ( 6 ) 防災航空隊
- ( 7 ) 日本赤十字社和歌山県支部常備救護班
- ( 8 ) 和歌山県ローカルDMAT

#### 6 実施内容

- ( 1 ) 被害状況の把握と情報伝達
- ( 2 ) 各種救出救助訓練
- ( 3 ) 防災ヘリによる救出救助訓練

#### 7 活動要領

- ( 1 ) 活動については「訓練全般に係る統一事項」（23から26頁）に定めるとおりとする。
- ( 2 ) 訓練実施中は、訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示にしたがうこと。  
特に、造作物等の破壊活動を行う場合は、訓練スタッフ員及びコントローラーの指示に従うこと。

- ( 3 ) 活動禁止区域、活動可能区域、進入口設定可能位置等が表示されている場合、及び訓練スタッフが指示した事項は、遵守すること。
- ( 4 ) 倒壊建物を模しているため、指定された場所以外の支点使用は禁止する。
- ( 5 ) 救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関（医療機関）へ搬送することとし、「要救助者（傷病者）の対応統一事項」（27～29頁）に定めるとおり要救助者等を引き継ぐこと。
- ( 6 ) 訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関（医療機関）へ搬送し引き継いだ時点又は指揮支援本部等の指示によるものとする。
- ( 7 ) 航空機による傷病者の搬送又は、飛行時間を指揮支援本部に対して現示するので、当該飛行時間内において実施すること。
- ( 8 ) 後方支援活動訓練会場への移動については、訓練スタッフの指示後、各府県大隊長の指揮により移動するものとする。

## 大規模地震に係る各種救出救助訓練実施要領（訓練N .⑳）

### <和歌山市エリア>

#### 1 主眼

- (1) 消防機関と他機関の連携力の強化
- (2) 複数の府県大隊による活動における指揮命令系統の明確化及び意思統一
- (3) 重機等を活用した道路啓開等、効率的な活動導線の確保
- (4) 広範囲に及ぶ被災地域における活動場所の優先順位付け

#### 2 想定

地震の影響で、和歌山市内の加太地区において複数の災害により多数の負傷者が発生している。

#### 3 実施日時

令和5年11月4日（土） 8：00～11：30

#### 4 実施場所

和歌山県消防学校及びその周辺地（和歌山市加太2362番地19）

#### 5 参加機関

- (1) 緊急消防援助隊統合機動部隊
- (2) 緊急消防援助隊府県大隊

#### 6 実施内容

- (1) 被害状況の把握と情報伝達
- (2) 重機等を用いた道路啓開訓練
- (3) 各種救出救助訓練
- (4) 人員・資器材搬送訓練

#### 7 活動要領

- (1) 活動については「訓練全般に係る統一事項」（23～27頁）に定めるとおりとする。
- (2) 訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- (3) 救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関（医療機関）へ搬送することとし、「要救助者（傷病者）の対応統一事項」（27～29頁）に定めるとおり要救助者等を引き継ぐこと。
- (4) 訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関（医療機関）へ搬送し引き継いだ時点又は指揮支援本部等の指示によるものとする。
- (5) 訓練終了後の引揚げについては、使用資器材撤収後、訓練スタッフの指示に従い、各府県大隊長の指揮により引き揚げるものとする。

## 建物倒壊・橋梁倒壊多重事故現場航空部隊救出救助訓練実施要領（訓練NO. ㊸）

### 1 主眼

- (1) 関係機関との連携及び情報共有の向上
- (2) 地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

### 2 想定

大規模地震により中高層建物、住宅が座屈倒壊し、建物内及び瓦礫の下に多くの要救助者が取り残されている。また、橋梁が倒壊、通過中の列車が脱線、崩落した橋梁に巻き込まれた自動車や歩行者など多くの負傷者、要救助者が発生している。

### 3 実施日時

令和5年11月4日（土） 10時00分～11時30分

### 4 実施場所

- (1) 関西電力株式会社海南火力発電所跡地（海南市船尾字中浜 260 番地 96）  
【N34°09 08 E135°11 15】
- (2) コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷 2362 番地 18）  
【N34°16 53 E135°05 37】

### 5 参加機関

和歌山県防災航空隊

### 6 実施内容

大規模地震に起因する災害で陸上部隊により救出された重症者をホイスト救出し、コスモパーク加太防災ヘリポート（仮想SCU）へ搬送する。

### 7 共通事項

- (1) 活動は「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 活動指示及び安全運航上必要な事項は、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び口頭により航空指揮本部にて付与する。
- (3) 訓練実施中は、訓練スタッフの指示に従うものとする。



## 8 訓練現場図



拡大図(写真)



## 高層建物航空部隊救出救助訓練実施要領（訓練NO. ②6）

### 1 主眼

- (1) 関係機関との連携及び情報共有の向上
- (2) 地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

### 2 想定

地震の影響で海南市船尾地区において、複数の災害により多数の負傷者が発生しており、高層建物の屋上に逃げ遅れがいる。

### 3 実施日時

令和5年11月4日（土） 9時00分～11時30分

### 4 実施場所

- (1) 和歌山マリーナシティ内マンション  
ヴォラーレ・デル・マーレ（和歌山市毛見 1508 番地）  
【N34°09 18.88 E135°10 50.17】
- (2) コスモパーク加太防災ヘリポート（和歌山市加太字炭谷 2362 番地 18）  
【N34°16 53 E135°05 37】

### 5 参加機関

- (1) 徳島県消防防災航空隊
- (2) 三重県防災航空隊

### 6 実施内容

倒壊した高層建物の屋上に逃げ遅れた要救助者をホイスト救出し、コスモパーク加太防災ヘリポート（仮想SCU）へ搬送する。

### 7 共通事項

- (1) 活動は「訓練全般に係る統一事項」の定めるとおりとする。
- (2) 活動指示及び安全運航上必要な事項は、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び口頭により航空指揮本部にて付与する。
- (3) 訓練実施中は、訓練スタッフの指示に従うものとする。

8 訓練現場図



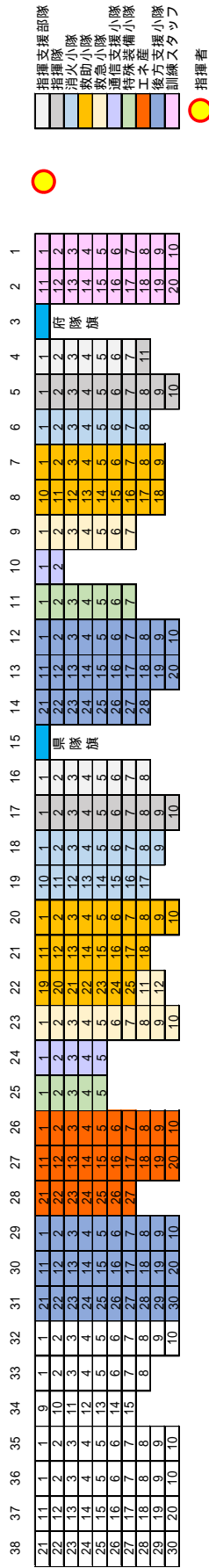
# 閉会式

## 閉会式実施要領

- 1 実施日時 令和5年11月4日(土) 11時30分から12時00まで
- 2 実施場所 関西電力株式会社海南火力発電所跡地  
和歌山県海南市船尾字中浜260番地96
- 3 参加機関 閉会式実施場所訓練参加全機関
- 4 要領
  - (1) 部隊運用訓練終了後、訓練参加者は使用資機材の撤収を行うこととするが、閉会式に係る会場放送が行われれば、すみやかに別添「閉会式整列体系図」に示す体系に整列すること。  
なお、車両及び資機材等の管理が必要な場合は、隊員を残留させてよいこととする。
  - (2) 府県単位でプラカードを配置するので、整列の目安とすること
  - (3) 解散は指揮者の指示によるものとし、その後、各府県代表者の指揮により解散すること。
- 5 服装
  - (1) 指揮支援(部)隊長、各府県大隊長及び旗手については、活動服、ヘルメット、編上靴とし、それ以外については訓練実施時の服装とする。  
なお、防火服の着用については必要ないものとするが、各小隊で統一すること。
  - (2) 敬礼(拳手注目)については、指揮支援(部)隊長のみとし、旗手は旗による敬礼とする。

# 閉会式整列体系図

指揮台



看護学生	日赤	警察	自衛隊	兵庫県	大阪府	和歌山
------	----	----	-----	-----	-----	-----

消防

その他

## 部隊引揚実施要領

訓練終了後の各府県の引揚げ（後方支援会場、帰庁）について、次のとおり指定する。  
なお、引揚げに伴い、参考資料として帰路ルートを記載した資料を当日配布する。

### <引揚要領>

#### 【1日目：令和5年11月3日（金）】

和歌山市エリア・・・訓練会場からの引き揚げに高速道路の使用はなし 一般道を使用し後方支援会場へ

海南市エリア・・・訓練会場からの引き揚げに高速道路の使用はなし 一般道を使用し後方支援会場へ

有田市エリア・・・自消防本部（局）に帰庁する隊は、国道42号線を北上し【海南IC】から阪和自動車 自消防本部（局）直近IC  
後方支援会場に移動する隊は、県道42号線を北上し【海南IC】から阪和自動車 京奈和自動車道 【紀の川IC】 後方支援会場

訓練終了後、訓練会場から出る順番については、訓練スタッフの指示に従うこと。

#### 【2日目：令和5年11月4日（土）】

和歌山市エリア・・・訓練会場 【和歌山北IC】 自消防本部（局）直近IC

海南市エリア・・・訓練会場 【和歌山IC】 自消防本部（局）直近IC

訓練終了後、訓練会場から出る順番については、訓練スタッフの指示に従うこと。



# 各種様式

## 部 隊 参 集 受 付 簿

府県名	
-----	--

1 部隊長名等

部隊名	消防本部名	部隊長名	階級

2 出動小隊

小隊名	隊数	人員	その他（車両の詳細）
指揮隊			
消火小隊			
救助小隊			
救急小隊			
特殊災害小隊			
特殊装備小隊			
通信支援小隊			
後方支援小隊			

3 時間経過等

府県内集結場所	集結場所出発	進出拠点到着	所要時間
	:	:	:

-----

進出拠点担当者記入

進出拠点受付担当者	受付時間	活動指示書手交	進出拠点出発時間
	:		:

## 府 県 大 隊 参 集 受 付 簿

府県名	
-----	--

1 府県大隊長名等

府県大隊名	府県大隊長名	府県大隊長 所属消防本部名	階級

2 出動小隊

小隊名	隊数	人員	その他（車両の詳細）
指揮隊			
消火小隊			
救助小隊			
救急小隊			
特殊災害小隊			
特殊装備小隊			
通信支援小隊			
後方支援小隊			

3 時間経過等

府県内集結場所	集結場所出発	進出拠点到着	所要時間
	:	:	:

-----

進出拠点担当者記入

進出拠点受付担当者	受付時間	活動指示書手交	進出拠点出発時間
	:		:

活動指示書

指示日時 月 日 :

大隊長 様  
部隊長

和歌山市消防局 指揮本部長

活動場所 (範囲)					
活動内容	火災 (建物・危険物・林野・車両・その他)				
	救助 (浸水・倒壊建物・土砂・車両・その他)				
	検索 (河川・建物内・その他)				
	その他 ( )				
要救助者	有 ( ) ・ 無 ・ 不明				
活動場所 現在の状況					
必要車両・資機材 特記事項					
活動障害	障害の有無		備考		
	道路		有・無・不明		
	断水		有・無・不明		
	その他 ( )		有・無・不明		
他消防隊・他機関 活動状況 同一の活動場所	活動の有無等		代表者	連絡先	
	緊急消防 援助隊	大隊	有・無・予定・不明		
		部隊	有・無・予定・不明		
		大隊	有・無・予定・不明		
		部隊	有・無・予定・不明		
	和歌山県内応援隊		有・無・予定・不明		
	和歌山市消防局		有・無・予定・不明		
	消防団		有・無・予定・不明		
	警察		有・無・予定・不明		
	自衛隊		有・無・予定・不明		
	国土交通省		有・無・予定・不明		
	DMAT		有・無・予定・不明		
その他 ( )		有・無・予定・不明			
別添資料	・ 広域地図 ・ 住宅地図 ・ 消防水利位置図 ・ その他 ( )				
連絡調整員の派遣	有 (氏名: ) 連絡先: - - ) ・ 無				
和歌山市消防局 担当者所属・氏名	消防署・課 担当: 、 連絡先 - -				

受援支援依頼書

依頼日時 月 日 :

消防本部

様

消防本部(局) 指揮本部長

活動場所(範囲)				
活動内容				
支援内容				
必要車両・資機材 特記事項				
活動障害			障害の有無	
	道路		有・無・不明	
	断水		有・無・不明	
	その他( )		有・無・不明	
対象機関	機関名		備考	
	緊急消防 援助隊	大阪府	大隊	
			部隊	
			大隊	
			部隊	
	和歌山県内応援隊			
	警察			
	自衛隊			
	国土交通省			
	DMAT			
その他( )				
別添資料	・広域地図 ・住宅地図 ・消防水利位置図 ・その他( )			
和歌山市消防局 担当者所属・氏名	消防署・課 担当： 、 連絡先 - -			



# WAKAYAMA Pref.



- ▶Japan Ground Self-Defense Force
- ▶Wakayama Prefectural Police
- ▶Wakayama DMAT
- ▶Japanese Red Cross Society Wakayama Branch
- ▶Wakayama City Medical Association Nursing School
- ▶Tokyo Healthcare University
- ▶Takarazuka University of Medical and Health Care
- ▶Wakayama City
- ▶National Fire Service Team for Disaster Response
  - Fukui pref. battalion
  - Mie pref. battalion
  - Siga pref. battalion
  - Kyoto pref. battalion
  - Osaka pref. battalion
  - Hyogo pref. battalion
  - Nara pref. battalion
  - Tokushima pref. battalion
- ▶Wakayama regional rescue force
- ▶Wakayama city fire department
- ▶Kainan city fire department
- ▶Arida city fire department